



資－１ 決議・意見書

資－２ 要請書・提言書

資－３ その他

- ・ 郡山市議会基本条例
- ・ 災害時相互応援協定等協定締結状況一覧
- ・ 除染事業実施状況一覧

1 決議・意見書

平成23年 6 月23日	子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書 原発事故による放射能汚染から子どもと市民の命と健康を守ることを求める意見書 東京電力福島第一原発事故被害の特質に対応した特別立法を国に求める意見書 東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所の廃炉を求める意見書 原発からの期限を決めた撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書 エネルギー政策転換を求める意見書
平成23年12月16日	福島県内全ての原子力発電所の廃炉を求める決議
平成24年 3 月22日	水害対策に係る国への意見書 水害対策に係る福島県への意見書 「福島復興再生特別措置法」の拡充を求める意見書
平成24年 6 月15日	(仮称) 原発事故被曝者援護法に関する意見書
平成24年 6 月29日	放射線被害に係る市民への支援に関する国への意見書 放射線被害に係る市民への支援に関する福島県への意見書 地方財政の充実・強化を求める意見書
平成24年 9 月19日	「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書
平成25年 3 月 8 日	「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書
平成25年 3 月21日	原子力災害からの早期復興の実現に向けた国への意見書
平成25年 7 月 1 日	東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める意見書
平成25年 9 月17日	東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題について国の責任で対応することを求める意見書 東京電力株式会社から支払を受ける賠償金を非課税とすることを求める意見書 建築物の耐震化の促進に関する意見書
平成26年 3 月24日	東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉と放射能被災者への十分な補償を求める意見書
平成26年 6 月26日	地方財政の充実・強化を求める意見書
平成26年 9 月18日	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
平成26年12月16日	「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書
平成27年 2 月24日	原子力災害からの更なる復興の実現に向けた国への意見書
平成27年 3 月 9 日	東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する決議

子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの人々が避難を強いられている中で、拡散した放射性物質は今もなお地上に堆積し放射線を出し続けている。平常値を大きく超える放射線量の中で生活している子どもたちが多数おり、放射線による健康への影響は子どもたちにとって深刻な問題である。

子どもたちを放射線から守るため、校庭の表土を削ったり、屋外での活動を制限したり様々な努力が行われている。しかし、放射性物質を完全に排除することはできず、子どもたちは常に低線量であっても放射線を受け続けている。さらに、飛散している放射性物質を吸い込んだり、飲料水や食べ物からも微量であっても体内に入るとは避けられず、たとえ低線量であっても、このような状況が続くことで、子どもたちの放射線による健康被害が全くなかったとは言えない状態にある。

東京電力福島第一原子力原発事故による放射線の影響を受けた県民、とりわけ子どもたちについては、スクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断は必要不可欠であり、実施に当たっては、各市町村教育委員会及び関係機関との連携により、中学校卒業時まで対象者全員に対し実施することが必要である。さらに、卒業後も住民健診等により継続して実施できる体制の確立と、放射線障害に関する健診については無償で受けられる体制の構築が急務である。

また、健康モニタリングと定期的な健康診断の実施については、地域の医療機関に必要な施設設備を設置し、専門医との連携による検査結果の分析とデータの管理体制を整える必要があることから、国の医療管理計画を策定し、全ての費用は国及び東京電力の負担とすべきである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

子どもたちに対するスクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を国及び東京電力の責任において無償で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

資料 論

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民生活が危機的状態に陥っている。

事故収束の目途もたえず、放射能汚染問題も全县に広がり、一層深刻さを増しており、県民の生命・健康と生活に対する不安は極限状態となっている。

よって、200万県民が安心して暮らせる郷土を一日も早く取り戻すために、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 速やかに事故の収束をはかるとともに、県内全ての原子力発電所を廃炉とすること。
- 2 全県民に「被曝健康手帳」(仮称)を交付し、将来にわたって定期的な検診を行うこと。そのために、県内に専門的な放射線医療体制を確立すること。
- 3 事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに、労働環境を改善すること。
- 4 避難者の住宅・職業(雇用)・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く自宅に戻るようにつづること。
- 5 風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている。県内農漁業、商業、製造業、観光業をはじめとすると、全ての被害を賠償し生活を補償すること。
- 6 文部科学省が定めた学校等の校舎・校庭等の利用における放射線量の暫定基準をただちに見直すとともに、早急に福島県内の校庭・園庭の表土の撤去を国の責任で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

原発事故による放射能汚染から子どもと市民の命と健康を守ることを求める意見書

郡山市民は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した放射能汚染による健康障害の不安とストレスのなかで毎日进行している。

現在、市内の放射線量は、毎時約1.3マイクロシーベルトと一定の数値で推移しているところであるが、場所によっては、毎時3.8マイクロシーベルトを超える非常に高い数値を示しているところもあり、放射能汚染から子どもと市民を防護するための施策を講ずることは緊急の課題となっている。

よって、国、県においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 放射線量測定を各町内会単位で実施し、測定地をリアルタイムで公表すること。
- 2 市内高校生以下の児童・生徒にガラスバッジを配布し、放射線量の測定結果を保護者に通知すること。
- 3 市内各世帯に放射線測定器を配布すること。
- 4 市内の全ての保育・教育施設、公共施設、公共スポーツ施設、児童生徒の通学路などの除染を行うこと。
- 5 学校給食の食材は、東京電力福島第一原発事故後に食品衛生法に追加設定された放射性物質基準を適用せず、東京電力福島第一原発事故以前レベルのものを使用するよう指導監督すること。
- 6 全市民に対する定期的な健康診断を実施すること。
- 7 市内各校の教室に内部循環型クーラーを設置すること。
- 8 農作物など食材の放射性物質測定器を必要箇所に設置すること。
- 9 ホールボディーカウンターを設置すること。
- 10 放射能環境下にある郡山市内の子どものための安全地への一時的転地サマーカーンプなどを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

東京電力福島第一原発事故被害の特質に対応した特別立法を国に求める意見書

東日本大震災による地震、津波に加え、福島県ではチェルノブイリに比肩する「INESレベル7」の東京電力福島第一原発の事故が今もって収束の見通しが立たず、「計画的避難地域」の指定で新たに避難者が増えるなど、被害は増大中である。

目に見えない放射能に対して多くの住民が不安を持っており、その被害状況は他の被災地域とは質・量とも異なるものである。

地震と津波による過酷事故はかねてより指摘されてきたことであり、東京電力福島第一原発事故の責任は国と東京電力にあり、福島県民には何ら非がないことは明確である。

したがって、東京電力福島第一原発事故によるあらゆる損害は、継続的なものも含めて賠償されるべきである。さらに、東京電力福島第一原発事故被害への対応は長期にわたり、しかもその復興についても放射能汚染の除去や系統的な健康被害調査をはじめ、特別な対応が必要となる。

他の被災地域との質的違いを踏まえ、全面賠償、長期にわたる復興支援・健康調査など、いま福島県に必要とされている対応を的確に実行するためには、東京電力福島第一原発事故対策を東日本大震災復興の一部分という位置付けにせず、そのための特別な立法措置や震災復興に從属しない枠組みが必要である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 福島県民の立場に立った全面賠償や、長期にわたる復興・健康調査など原発事故への対応を包括的・一元的に可能にする特別の立法措置を取ること。
- 2 東京電力福島第一原発事故被害への対応を調査審議する合議制の機関を置く場合は、他に從属する機関ではなく、その自主性、独立性を確保するとともに、その構成にあたっては東京電力福島第一原発事故被災地域を重視すること。また、政府はその機関の審議結果および意見を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所の廃炉を求める意見書

去る3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、メルトスルー（溶解貫通）という極めて深刻な事態となっており、未だ収束の見通しがたっていない。

福島県は、目に見えない放射能汚染による健康不安、土壌汚染による農作物への影響と風評被害の懸念、海洋汚染による漁業の操業停止、風評被害による各産業での営業不振と経営破たんなど、いまだかつてない極めて厳しい状況に直面している。

いま、福島県民にとって最大の願いは、一刻も早い事故の収束と安全な環境での安心した生活に帰れることである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所を廃炉にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

原発からの期限を決めた撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。現在の原発の技術は本質的に未完成で、きわめて危険なものである。原発はばく大な放射性物質（死の灰）を抱えているが、それをどんな事態がおきても閉じ込めておく完全な技術は存在しない。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼす。

歴代政府が、「安全神話」にしがみつき、繰り返しの警告を無視して安全対策をとらなかつたことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となった。

以上をふまえ、原発依存のエネルギー政策から、自然エネルギー（再生可能エネルギー）への長期的計画をもった転換を決定すべきである。

ドイツではエネルギー政策を転換し、自然エネルギー（再生可能エネルギー）導入拡大のため計画を立てている。日本も太陽光・熱、風力、地熱、波力、潮力、バイオマスなど再生可能エネルギーへの転換を決定し、それを実行するプランを策定すべきである。同時に、「大量生産、大量消費、大量廃棄」、いわゆる「24時間型社会」という社会のあり方を根本的に見直し、低エネルギー社会への転換をはかるべきであると考える。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

原発からの期限を決めた撤退と自然エネルギーへの転換を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

エネルギー政策転換を求める意見書

東日本大震災は壊滅的被害をもたらし、依然として復興の先行きは見えていない。全国民が力をあわせて被災者を支援することが求められている。

一方、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染は拡大し続けている。今後長期にわたって広範囲に放射能汚染による影響が懸念される。また、文部科学省が示した学校等の校舎・校庭等の「年間20ミリシーベルト基準」は影響を受けやすい子どもへの被曝リスクを高めることになる。政府はこうした国民の不安の声を受けて、浜岡原発の稼働停止を中部電力に要請した。しかし、一方では他の原発は安全だとも言い、国民の間にいつその混乱を招いている。

原子力発電は大量の核燃料廃棄物を排出する。地震列島にその最終処分場を確保することは困難を極める。総ての原発の安全点検を行うと共に、省エネや再生エネルギーを中心としたエネルギー政策への転換が必要である。再生可能エネルギーとは水、風、光、波、植物などエネルギー密度は低いが、広く大量に存在し枯渇しない。

環境省は太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電の導入可能性を推計し、公表した。この試算では、発電設備の稼働率にもよるが、国内の再生可能エネルギーだけで日本の電力需要を賄えることになる。

政府は再生可能エネルギー比率を2020年に10%にするとしているが、原発への依存を減らしながら省エネや再生可能エネルギー比率を拡大することは可能である。

今こそ、真に安心・安全でクリーンなエネルギーの供給が国民から求められている。皆で知恵を出し合い、地球に環境負荷を与えないやさしい社会に作り変えていきたいものがある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

原子力推進から省エネや再生可能エネルギーを中心としたエネルギー政策へ転換すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

郡山市議会

福島県内全ての原子力発電所の廃炉を求める決議

去る3月11日に発生した「東日本大震災」から9カ月を経過した現在も、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束について目途が立っていない。

市民は、放射性物質による人体への影響に不安を抱え、とくに、将来を担う子どもたちへの影響が心配されているため、児童生徒等の屋外活動は制限されている。

また、放射能汚染や風評被害による影響で、全産業が深刻な被害を受け地域経済の落ち込みに拍車をかけている。

本市には、市外から多くの住民が避難しており、長年住み慣れた故郷から離れ、仮設住宅での生活を余儀なくされている。

このようなか、度重なる余震は現在も続き、原子炉の稼働が停止しているとはいえ、再発の懸念を払拭することはできない。

よって、県内全ての原子力発電所の廃炉なしでは、郡山市の復興はもとより、福島県の復興の実現がなされることはあり得ないと考え、県内全ての原子力発電所を廃炉にすることを強く求める。

以上、決議する。

平成23年12月16日

郡山市議会

水害対策に係る国への意見書

平成23年9月21日から県内全域に大雨をもたらした台風15号は、郡山市においても1日当たりの降水量が174.5ミリメートルと、観測史上過去最多を記録した。これら台風15号は、市内各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらし、3月1日現在、り災証明書の発行件数は、住家の床上が1,506件、床下が157件、非住家の被害が230件、また、被害の程度は、全壊が26件、大規模半壊が1,200件、その他半壊が361件、一部損壊が280件であり、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能被害と合わせて三重の被害となっている。

こうした中、市議会としても、市民の安全・安心を図るため、特別委員会を設置し、議会に寄せられた市民の声を元に、水害にかかる対策について協議を重ねてきたところである。

郡山市内に降り注ぐほとんどの雨は、地形の関係で、最終的に阿武隈川にむけて流れることから、水量と速さを調整するなど、被害軽減のために総合的な治水対策を着実に進める必要がある、こうした対策には、多くの時間と労力を要する。

よって、被害軽減のため、国においては、早急に下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 水害発生時における南川樋管水門の影響については、市と国の見解に相違があるため、第三者機関へ調査依頼をし、その結果を被災市民に説明すること。
- 2 国、市等の関係機関との連絡体制を強化し、連携協力の在り方などを再検証し、広域的な治水対策に係る協議会を設置すること。
- 3 阿武隈川の川底の掘削については、放射性物質の処理に考慮し、早急に進めること。
- 4 阿武隈川無堤地区の早期整備及び堤防のかさ上げや、上流域の対策として、浜尾遊水地の貯水量の増加などを図ること。
- 5 阿武隈川に補償型遊水地も含めた遊水地の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

郡山市議会

水害対策に係る福島県への意見書

平成23年9月21日から県内全域に大雨をもたらした台風15号は、郡山市においても1日当たりの降水量が174.5ミリメートルと、観測史上過去最多を記録した。これら台風15号は、市内各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらし、3月1日現在、り災証明書の発行件数は、住家の床上が1,506件、床下が157件、非住家の被害が230件、また、被害の程度は、全壊が26件、大規模半壊が1,200件、その他半壊が361件、一部損壊が280件であり、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能被害と合わせて三重の被害となっている。

こうした中、市議会としても、市民の安全・安心を図るため、特別委員会を設置し、議会に寄せられた市民の声を元に、水害にかかる対策について協議を重ねてきたところである。

郡山市内に降り注ぐほとんどの雨は、地形の関係で、最終的に阿武隈川にむけて流れることから、水量と速さを調整するなど、被害軽減のために総合的な治水対策を着実に進める必要がある、こうした対策には、多くの時間と労力を要する。

よって、福島県においては、早急に下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 今回の水害に係る罹災救助給付金については、平成22年7月6日・7日の豪雨災害時なみの支給とすること。
- 2 国、市等の関係機関との連絡体制を強化し、連携協力のあり方などを再検証し、広域的な治水対策に係る協議会を設置すること。
- 3 逢瀬川、南川、笹原川等に補償型遊水地も含めた遊水地の整備を図るよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

郡山市議会

「福島復興再生特別措置法」の拡充を求める意見書

未曾有の東日本大震災および原子力発電所事故災害から1年を迎えるが、福島の復興・再生には、放射能の除染や社会インフラの復旧など多くの課題が山積している。

本年は、“復興再生元年”とし、福島に生きる次世代が誇りと安心を持って住み続けられる地域として復興させることに全力を挙げなければならない。特に、福島が原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島の復興・再生への取り組みを最大限に支援する責務を有するものと考ええる。

政府は2月10日に「福島復興再生特別措置法」を閣議決定し国会に提出したが、この法律により福島県民に寄り添ったものとなるよう、原子力災害に関する国の責任の明確化および県民に対する正確な情報の徹底をはかりつつ、下記の事項について明確にされるよう強く要望する。

記

- 1 福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう、基金の特例等の必要な措置について明記すること。
- 2 放射線被ばく起因すると思われる健康被害が将来発生した場合、医療や福祉等に関わる措置を総合的に講ずる旨、明記すること。
- 3 除染に伴い生じた廃棄物を保管するための中間貯蔵施設の設置にあたっては、当該施設を最終処分場としないことを明文化するとともに、施設整備に必要な法制上の措置を講ずること。
- 4 復興交付金の活用にあたっては、原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、交付金の対象地域に福島県内のすべての地域が含まれるようにするための措置を講ずるとともに、対象事業については、ハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。
- 5 原子力災害からの福島の復興・再生に関する安定財源を確保するために、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。
- 6 原子力損害賠償については、国の責任で全県民に対する賠償を実現する旨を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

郡山市議会

(仮称) 原発事故被曝者援護法に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故直後は、政府、福島県そして東京電力株式会社より、正確・迅速な情報が十分に提供されず、多くの市民が無用の放射線被曝をすることになった。

この事故が、国の原子力政策の下で発生したことに鑑みると、東京電力株式会社の損害賠償責任を当然としつつも、被害者に対する人道的援助の第一的な責任は国にあると考えられる。

郡山市民は、低線量被曝や内部被曝の不安に長期的にさらされることが予見され、健康管理・被曝量低減に対する対応の強化など包括的な施策が求められる。

よって、下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

東京電力福島第一原子力発電所事故による市民の健康管理には、国の責任において、特例法として(仮称) 原発事故被曝者援護法を制定し、被曝者健康手帳の交付及び定期通院、医療行為の無償化等を法的に保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

郡山市議会

放射線被害に係る市民への支援に関する国への意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力福島第一原子力発電所事故から一年以上が経過しているが、郡山市民はもとより、福島県民は、現在もお、高い空間放射線量による被曝への恐怖や不安を抱き、精神的苦痛に耐えながら生活が続いている。

本市では、原子力災害からの一日も早い復興を目指し、安全・安心な生活環境を取り戻すため、市民協働による通学路の除染など地域一丸となった様々な取り組み等の結果、市内の状況は良化してきているところではあるが、住宅や農地等の本格的な除染については今後の最重要課題となっている。

また、福島県においては、市民の不安を解消するため、18歳以下の子どもの医療費無料化を本年10月から実施することとし、復興に向けた大きな足がかりとなっているが、震災による心のケアや放射能による健康問題等は今後においても予断を許さない状況にある。

このように、福島県及び本市では、一日も早い復興を目指し、様々な対策を講じているところであるが、未だに事故以前の安全・安心な生活を営むことが困難な状況にあり、これら原子力災害対策は、地方自治体が実施するには限界があるため、原子力政策を推進してきた国の責任において実施すべきものと考ええる。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国の責任において18歳以下の子どもの医療費無料化を実施すること。また、子ども以外の医療費についても無料化を実施すること。
- 2 (仮称)健康管理手帳を交付するなど、健康状態を把握でき、給付、賠償など各種支援を容易に享受できる制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

郡 山 市 議 会

放射線被害に係る市民への支援に関する福島県への意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力福島第一原子力発電所事故から一年以上が経過しているが、郡山市民はもとより、福島県民は、現在もお、高い空間放射線量による被曝への恐怖や不安を抱き、精神的苦痛に耐えながら生活が続いている。

本市では、原子力災害からの一日も早い復興を目指し、安全・安心な生活環境を取り戻すため、市民協働による通学路の除染など地域一丸となった様々な取り組み等の結果、市内の状況は良化してきているところではあるが、住宅や農地等の本格的な除染については今後の最重要課題となっている。

また、福島県においては、市民の不安を解消するため、18歳以下の子どもの医療費無料化を本年10月から実施することとし、復興に向けた大きな足がかりとなっているが、震災による心のケアや放射能による健康問題等は今後においても予断を許さない状況にある。

これら原子力災害対策は、市町村が実施するには限界があるため、原子力政策を推進してきた国及びそれらを受け入れた県の責任において実施すべきものと考ええる。

よって、福島県においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 福島県は、18歳以下の子どもに対し、本年10月から医療費の無料化を行うこととしているが、本来、国が行うべきものであることから、国の責任において継続して行うよう要望するとともに、子ども以外の医療費についても無料化を実施するよう併せて要望すること。
- 2 県民健康管理調査の確実な実施のため必要な措置を講じるとともに、(仮称)健康管理手帳を交付するなど、健康状態を把握でき、給付、賠償など各種支援を容易に享受できる制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

郡 山 市 議 会

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められる。2012年度政府予算では地方交付税について総額約17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められている。

よって、国においては、2013年度の地方財政予算全体を安定的に確保するため、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 被災自治体に対する復興費については、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針の理念に基づき国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
- 地方財政の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6 月29日

郡 山 市 議 会

「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書

子どもや妊婦が原発事故が原因とされる病気に罹った場合の医療費減免や、特に子どもの生涯にわたる健康診断を国の責務と定めたことを中核とする「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、すなわち「原子力事故による子ども・被災者支援法」が本年 6 月21日に衆議院本会議で可決・成立した。

同法第 8 条では、「国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じて心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。

その上で、国においては、郡山市の子どもたちの更なる被ばくを防止、心身の健全な発達のため下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

- 小中学生を対象とした「全天候型屋内運動場」を建設すること。
- 当該施設には、「屋内プール」も併設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9 月19日

郡 山 市 議 会

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が昨年6月に超党派の議員立法として成立したが、いまだ第5条に規定されている「基本方針」の策定が行われていない。

「基本方針」は、同法に規定されている除染の継続的かつ迅速な実施をはじめ、医療の確保、子どもの就学等の援助、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策等の実施の前提条件である。

このため、より実効性の高い具体的な施策を実施し、市民の「安全・安心」を取り戻すためには、一刻も早く実態に即した「基本方針」を策定する必要がある。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針を早期に策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月8日

郡山市議会

原子力災害からの早期復興の実現に向けた国への意見書

世界で例を見ない未曾有の大災害である東京電力福島第一原子力発電所事故から、早くも2年が経過しようとしているが、事故収束や十分な損害賠償も遅々として進まず、多くの市民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられている。

この間、本市では、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、ふるさと再生除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施するなどさまざまな対策を講じてきた。

こうした中、本市議会としても、市民生活の再建や地域経済の復興に必要な不可欠な損害賠償という非常に重要な課題を審議するに当たり、市内の各種団体から損害賠償に関する要望はもとより、安全・安心対策等に関する意見を聴取し、度重なる審議をした結果、市民の生命、財産を守るためには、これまで以上の支援策が必要であるとの結論に至った。

国はこうした状況をしっかりと受け止め、国策として原子力政策を推進してきた責任のもと、被害者の視点に立ったきめ細かな復興のための施策を早急に講じるべきである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 全ての市民が原発事故に対する完全な賠償を受けることができるよう新たな賠償指針の策定を早急に行うこと。
- 2 現在の損害賠償の算定基準は、被災地の現状とかけ離れたものであることから、それら基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 賠償事務への事務費や人件費等、対象範囲を拡大するとともに、不公平な賠償とならないよう市民にも分かりやすい明確な基準を策定すること。
- 4 支払いを受けた損害賠償金については課税対象外とすること。
- 5 賠償金算定について、損害実態に即した新方式を構築すること。構築にあたっては、営業拡張や企業努力により生じた利益等は、賠償額算定から控除すること。
- 6 風評被害を含む原発事故に起因する全ての賠償に対し、早急に仮払いを行うとともに、完全な賠償を行うこと。
- 7 事業所等においては、原発事故の影響により甚大な損害を被っており、経営悪化を阻止するため、販売価格の値引きや代替品等に対応するなど、様々な企業努力、自助努力を行っていることから、それらに要した費用についても損害賠償の対象とすること。
- 8 各自治体から出荷自粛の要請があった農畜産物等に対しても損害賠償の対象とすること。
- 9 農業協同組合を通さずに農産物を直接販売している個人農家や直売所は、原発事故による損害を証明することのできる書類等が存在しない場合が多いため、請求自体が困難

であることから、それら農家や直売所を救済するための措置を講じること。

- 10 原子力災害により被災を受けた自治体は、市民の安全安心のため原子力災害対策に関する事業を実施していることから、これら原子力災害対策に関連する事業についても財政措置をはじめ、各種支援を行うこと。

- 11 除染については、当該事故の原因者である東京電力株式会社と、国策として原子力政策を推進してきた国が責任を持って対処すべきであることから、個人や事業所等が放射線からの自己防衛のために行った自主的除染の費用についても財政措置を講じること。

- 12 除染に関しては、各自治体において独自の手法により実施していることから、これら除染の結果を総合的に検証し、統一的な除染の実施方針等を早急に策定すること。

- 13 除染作業により発生した放射性廃棄物の処分については、本来、国の責任のもとなされるものであるため、中間貯蔵施設や最終処分場の方針を明確にし、早急に設置すること。

- 14 山林等の除染は、未だに先行きが不透明であり、植林ができず森林荒廃が進んでいることから、具体的な除染方針及び効果的な除染技術を早急に確立し、全山林等を対象とした除染に早急に着手すること。

- 15 放射性物質により汚染された農業系汚染廃棄物については、具体的な処理方法等を示し必要な支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

郡山市議会

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める意見書

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故から2年以上過ぎているが、事故はいまだ収束しておらず、収束の見通しすら立っていない。多くの福島県民が、田畑や仕事を失い、生活基盤と地域コミュニティが根こそぎ奪われ、経済的にも精神的にも大変困難な状況に置かれ続けている。

このようなか、国において、「東日本大震災に関わる原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続きの利用に関わる時効の中断の特例に関する法律」が成立したが、被害者の多くは、被害の全容を把握することさえ不可能な状況にあり、かつ、消滅時効完成までの短い期間でもれなく原子力損害賠償紛争解決センターに和解を申し込むことは、困難である。

すべての被害者に全面賠償をすすめるためには、原子力損害すべてについて損害賠償請求権を、民法第724条前段の3年の消滅時効によって消滅しない特例を設ける必要がある。よって、国においては、下記的事项について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を早急に実現させ、被害者の不利益を解消すること。
- 2 原子力損害被害者の損害賠償について東京電力株式会社の取り組みを含め、政府の責任で広報・周知を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月1日

郡山市議会

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題について国の責任で対応することを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題は際限ない拡大の様相をみせており、対策を東電任せにするのではなく、国主導で抜本的対策をとることが求められる。

この間、汚染水を貯蔵する地上タンクから高濃度汚染水約300トンが漏れ出して、その一部は排水溝を通り海に流出したことが明らかになった。さらに汚染水漏れを起こしたタンクは他にもあることが後日判明した。タンクに入っているのは毎時約100ミリシーベルトといわれる高濃度の放射能汚染水であり、安易な保管方法は許されない。

また、放射能に汚染された地下水の海洋流出も大問題である。建屋地下に流れ込む地下水は、日量数百トンといわれ、放射能に汚染され海洋に流出している。海洋流出を防ぐ遮水壁工事が現在行われているが、問題が明らかになってからの後手の対策となっている。

原子力規制委員会は、今回の事態を受け、事故評価尺度を「レベル3（重大な異常事象）」に引き上げた。この汚染水の海洋流出は、漁業に計り知れない影響を与えるだけでなく、世界的な海洋汚染をもたらしかねない「全地球的非常事態」ともいうべきものである。今回の事態は、東電任せの対応では、事故の収束はできず、国が全責任を負って、汚染水対策に取り組むことが必要である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題について、国の責任で抜本対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

郡山市議会

東京電力株式会社から支払を受ける賠償金を非課税とすることを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故について、故郷を離れ県内外への避難を余儀なくされ、未だに帰還の目途さえ立っていない人々がいる状況にある。

また、避難地域をはじめ、いわゆる風評被害にあった事業者などは、営業の再開はもちろん、日々の経営の維持に、依然困難をきたしている状況にある。

現在、福島原発事故の被災者に対し、東京電力から損害賠償金が不十分ながら支払われているが、国税庁は、営業損害のうち減収分（逸失利益）は課税対象としているため、賠償金の一部を受け取った中小企業の法人などから、「全額が補償されているわけではないのに、税金まで取られたらやっというけない」という声が起きている。

平成22年に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染し、多くの農家に被害が出た際には、国が支給した手当金などは非課税とする法律が施行されている。

このまま、事業者や農家などの損害賠償金に課税されれば、事業の再開や継続に大きな障害となり、地域の復興にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東京電力から受け取る賠償金はすべて非課税とするよう法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

郡山市議会

建築物の耐震化の促進に関する意見書

東日本大震災の経験を踏まえ、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館・病院等の建築物で大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、民間事業者を取り巻く環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

よって、国は、これらの対象物となる建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の拡充を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

郡山市議会

東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉と放射能被災者への十分な補償を求める意見書

東日本大震災から3年が過ぎようとしており、福島県同様に被害が甚大だった宮城県、岩手県では、着実に復興が進んでいる様子がしばしば報道され、明るさが見えているように思える。

しかし、福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能拡散と汚染が加わり、今なお汚染水漏れが続くなど原発事故は収束にほど遠く、市民生活の復興はおろか、長年住み続けた家や土地があるにもかかわらず、狭い仮設住宅での暮らしを強いられる状態が続いている。加えて、「風評被害」によって農業、漁業は厳しい状態に置かれている。

私たちは、原発事故が起きれば悲惨さは計り知れないことを学んだ。自然の力を人間の力で制御することは不可能であること、人間のミスも否定できないことを知った。国策として原子力発電を推進してきた以上、国民の安全・安心を守るために東京電力福島第一・第二原子力発電所を廃炉に踏み切るべきと訴える。

また、原発事故で故郷を追われ、仮設住宅など全国で生活する福島県民など被災者に対し、十分な補償が行われるよう政府が責任を持つことが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉を求めます。
- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能被災者への十分な補償の実施に政府が責任を持つことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

郡山市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図らなければならない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっておりことから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

郡山市議会

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災及び原発事故以降、被災地の教育現場は様々な課題を抱えている。本県双葉地区では、放射線の影響等により、未だに再開できない小中学校が6校あり、仮設校舎等で臨時的に再開している学校においても、体育館、プールといった運動施設や特別教室等の教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

また、多くの子どもたちは、未だふるさとに帰還することができず、本市をはじめ、県内外で避難生活を送りながら避難先のそれぞれの学校で学んでおり、今後も経済的な支援を必要としている。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちの多くは、遠方からスクールバスや保護者の送迎等により通学するなど、大変厳しい環境の中で生活している。

このようなか「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3カ年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子どもたちに対し、学用品費や学校給食費、スクールバス通学に要する諸経費を含む通学費等の補助が行われ、高校生に対しては、奨学金の給付が行われてきた。

本県をはじめ、宮城県、岩手県など広範囲の被災地では、被災した多くの子どもたちが、未だ厳しい環境の中で生活し学んでいる状況であり、平成27年度以降の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続等、必要な財政措置により、被災した子どもたちへの就学支援事業を継続する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施するため、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

郡山市議会

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書

被災地の復興はまだ途上にあり、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から3年を経ても、未だ大きいといえる。

むしろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われる。

ところが、同法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、2015年（平成27年）3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになるが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなっておそれがある。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から、本格的に復興に向かっていかねばならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を、さらに延長する立法措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

郡山市議会

原子力災害からの更なる復興の実現に向けた国への意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本市に甚大な被害を及ぼし、廃炉や放射性廃棄物の最終処分など、いまだ収束の目途が立たない中、多くの市民が、放射能への不安や精神的苦痛のなかでの生活を余儀なくされている。

この間、本市においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、「都市市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、一般住宅の除染をはじめ、公共施設や道路の除染に取り組んでいるとともに、産業の復興や風評被害の払しょくに向け、様々な施策を積極的に推進している。

本市議会においても、市民生活の再建や地域経済の復興を最優先課題として捉え、この度、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所の確実な廃炉に向けた取組み、被災者に寄り添った損害賠償の実施、風評被害払しょくに向けた取組み及び福島県民健康管理基金への拠出など13項目にわたり要請した。

国においては、放射線量低減化対策や風評被害の防止など被災地の復興支援をしているが、原子力政策を国のエネルギー政策の一環として推進してきたことから、今後においてもより一層、原発事故の早期収束に向け、東京電力株式会社と一体となって総合的かつ全面的な責任のもと取り組む必要があるものと考えている。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現し、原発事故が早期に収束するよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた確実な取組みについて
福島第一原子力発電所は、平成23年12月に冷温停止状態の安定宣言がなされ、現在、中長期ロードマップにより廃炉に向けた各種作業が進められているが、今後の廃炉作業の過程においては、さらに高度な技術を求められることから、国の責任のもと、国内外の英知を集結するなど、総力を挙げて確実な廃炉に向けて取り組むこと。
- 2 福島県内原子力発電所の全基廃炉について
福島県議会及び県内全市町村議会において、県内全原子力発電所の廃炉に向けた決議や意見書が可決されている現状を深く認識するとともに、これら県民の総意を真摯に受け止め、全基廃炉について、事業者の判断に委ねることなく、東京電力株式会社に強く求めること。
- 3 東日本大震災復興交付金等の期間延長も含めた事業拡大について
東日本大震災復興交付金、社会資本整備総合交付金、震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成27年度までとされている集中復興期間を延長するとともに、被災地の実情にあった対象事業の拡大を可能とすること。

- 4 風評被害払しょくに対する財政支援制度の確立について
本市を含む県内各市町村においては、福島県市町村復興支援交付金制度を活用し、風評被害払しょくに向けた各種対策を講じているが、その原資には限りがあることから、継続した財政支援制度を確立すること。
- 5 被災者受入れに対する十分な財政措置について
本市においては、避難指示区域等からの被災者受入れに伴い、行政運営経費が増加しており、安定した住民サービスの確保のためにも、財源確保が急務となっている。
国では、原発避難者特例法の避難住民受入れ経費の算定方法については、一人当たりの標準的な受入れ経費の単価を用いる方式に見直しを図ったが、引き続き受入れ自治体の実態把握に努め、継続した財政措置を講じること。
- 6 原子力災害に伴う市税等の減収分に係る財政措置について
平成24年度から平成26年度までの固定資産税及び都市計画税については、原子力災害に伴う損耗残価率の適用（土地90%、家屋70%）により、大幅な減収となっているため、原子力災害に伴う市税等の減収分の全額について、財政措置を講じること。
- 7 福島県民健康管理基金への十分な財政措置について
福島県が実施する18歳以下の医療費無料化事業や県民健康調査の原資となっている「福島県民健康管理基金」に対し、基金が枯渇することがないよう財政措置を講じること。
- 8 迅速かつ効果的な除染の推進について
環境省において策定している「除染関係ガイドライン」に、国や県、市町村において実施した実証試験等による有効な除染方法を随時反映させ、新しい除染手法や追加的な除染手法について、市町村が柔軟に対応できるように運用方針の見直しを行い、除染を推進すること。
- 9 ため池、河川、山林等の除染手法の早期確立について
ため池、河川、山林等の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め、効果的かつ効果的な除染手法の早期確立を図ること。
- 10 中間貯蔵施設の早期整備について
本市市民は、いまだに放射線への不安を抱えながら生活をしている状況であることから、自宅敷地内に一時保管している除染土壌を早急に搬出できるよう、福島県と連携して中間貯蔵施設の早期整備を推進すること。
- 11 中間貯蔵施設搬入に伴う積込場設置に係る支援について
中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に際し、中継地点となる積込場設置については、本市で希望する条件に合った国有地を含む用地の提供など積極的に支援すること。
- 12 中間貯蔵施設整備に係る十分な説明について
中間貯蔵施設の整備にあたっては、建設候補地のほか、積込場の設置候補地域や輸送経路上の地域に対しても、地域住民が不安や混乱を抱かないよう十分な説明を果たすこと。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する決議

東京電力株式会社は、福島第一原子力発電所において、構内の排水路から高濃度放射性物質を含む汚染水が港湾へ流出していたことを2月22日に公表した。

また、2月24日には、昨年4月には把握していたにもかかわらず、これまで明らかにしていなかった2号機原子炉建屋の屋上にたまった高濃度放射性物質を含む雨水の港湾外への流出を公表した。

一日でも早く元の生活を営むことができるよう、除染や風評被害の払しょくに全市で取り組みでいる郡山市において、本市議会は、度重なる汚染水の流出と情報の公開が適時適切にされなかったことについて、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、東京電力株式会社の信頼を損なう行為に対して、厳重に抗議するとともに、汚染水流出の原因の究明及び再発防止策を徹底し、本市を含む全県民に対して迅速かつ十分な情報提供・公開を行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月9日

郡山市議会

13 放射線に対する健康管理体制の維持について

ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、甲状腺のエコー検査等、健康に関する異常が早期発見できる放射線に対する健康管理体制を引き続き維持すること。

また、甲状腺検査については、検査結果の客観的妥当性を確保する必要があることから、国において、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。

14 本市への再生可能エネルギー関連産業の集積について

本市には、再生可能エネルギーに関する最先端の研究を行っている「独立行政法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所」が開所されていることから、再生可能エネルギー関連産業の集積を図ること。

15 損害賠償の確実な実施について

原発事故により、個人、法人及び本市が被った全ての損害に対し、東京電力株式会社が適切で迅速な賠償を実施するよう強く指導すること。

16 営業損害賠償の継続について

先般、国と東京電力株式会社から、避難区域における営業損害賠償を平成28年2月で打ち切るとの方針案が示された。

自主的避難区域等対象区域に存する本市において、多くの工商业者は、新たな顧客開拓や商圏拡大、業種転換、新サービス提供などの経営改善を行い、懸命な努力を続けているものの、原発事故に起因する著しい経営悪化は重大な支障をもたらししており、自助努力のみでは到底対応しきれない状態である。

よって、原発事故前の状態に戻るまで、営業損害賠償を継続すること。

17 自主除染に対する確実な損害賠償の実施について

個人や法人が自主的に行った全ての除染費用について、損害賠償を最後まで確実に行うとともに、未請求者への周知等を適切に行うよう東京電力株式会社へ強く指導すること。

18 原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介案の尊重について

原子力損害賠償紛争審査会の指針は、最小限の損害賠償の基準であるため、東京電力株式会社が原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重するよう強く指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年2月24日

郡山市議会

2 要請書・提言書

平成23年 4 月 5 日	東日本大震災からの市民生活復興に向けた緊急提言書（郡山市）
平成23年 4 月19日	第2回東日本大震災からの市民生活復興に向けた緊急提言書（郡山市）
平成23年 4 月28日	申入書（郡山市）
平成23年 5 月20日	福島第一原発事故についての要請書（東京電力株式会社）
平成23年 5 月31日	第3回東日本大震災からの市民生活復興に向けた提言書（郡山市）
平成23年11月25日	平成23年 9 月21日からの台風15号による被害にかかる住宅応急修理に関する要請（福島県）
平成23年12月16日	東日本大震災及び台風15号水害対策に係る生活支援に関する提言書（郡山市）
平成24年 2 月23日	台風15号水害に係る今後の対策に関する提言書（郡山市）
平成24年 2 月23日	放射線量の低減化対策に関する提言書（郡山市）
平成24年 6 月15日	放射線被害に係る市民への支援に関する提言書（郡山市）
平成24年 6 月29日	早期に対応可能な水害対策に係る提言書（郡山市）
平成24年12月 3 日	郡山市地域防災計画に係る提言書（郡山市）
平成25年 2 月22日	要請書（東京電力株式会社）
平成25年 2 月22日	原子力災害からの早期復興の実現に向けた提言書（郡山市）
平成27年 4 月 9 日	要請書（東京電力株式会社）
平成27年 6 月15日	原子力災害からの復興の加速化及び災害に強い持続可能なまちづくりに向けた提言書（郡山市）

去る3月11日に発生した「東日本大震災」により、東北から関東に及ぶ広い地域が甚大な被害を受け、本市にも大きな被害をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県内各地から多くの方々が本市に避難している状況にあり、更に、風評被害が農家や消費者の大きな不安と動揺を高めております。

現在、原市長をはじめ、職員、各種関係団体、そして、市民が一丸となって不眠不休で災害復旧活動にあたられており、これまでの御苦労に対し心から敬意を表します。

こうした中、郡山市議会は、市民の安全・安心を確保するため、市民生活の早急な復興を目指し、この3月29日に「郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部」を設置したところであります。

当議会対策本部においては、「市民生活復興部会」、「農業復興部会」、「商工業復興部会」の3部から構成される専門部会を組織し、直ちに、被災現場の調査と関係団体の意見聴取を行うとともに、これまで議会に寄せられた市民の声を取りまとめ検討・協議を行った結果、取り急ぎ市民生活の復興に向けての課題を取りまとめましたので、市当局に対し速やかな対応を求め提言いたします。

平成23年4月5日

郡山市災害対策本部

本部長 郡山市長 原 正 夫 様

東日本大震災からの
市民生活復興に向けた緊急提言書

郡山市議会 議長 熊谷 和年

郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部
本部長 渡辺 隆弘

○原子力災害について

- ・原子力発電所の災害については、風評被害はもとより、震災からの復興の妨げになっていることから、国に対し、あらゆる手段を講じ事態の収束に全力で取り組むとともに、情報については遅滞なく周知されるよう強力に働きかけること。
- ・放射線については、学校現場をはじめ各地域で測定を行い、その情報は、正確できめ細やかに発信するとともに、放射線に関する正しい知識の啓発を図り、住民の不安の解消に努めること。
- ・放射性物質の測定については、誤った数値等が公表された場合、過大な風評被害を招くことから、国及び東京電力においては、慎重かつ正確に調査等を行い、その公表に当たっては、自治体と連携を密にするよう強力に働きかけること。

○激甚災害の指定について

- ・今後、震災からの復興には多額の経費が必要となることから、すみやかに激甚災害の指定が受けられるよう国に働きかけること。

○避難者・被災者の支援について

- ・避難者、特に高齢者・女性・乳幼児に対し、十分に配慮した避難所運営に努めるとともに、相談支援体制の整備を行うこと。
- ・罹災住宅の建物診断を早期に実施し、帰宅が困難な被災者には、公営住宅の活用・民間住宅の借り上げ・宿泊施設の活用などの策を講じ、速やかに住居の確保につとめること。

- ・住宅再建・生活再建が速やかに図られるよう融資制度や助成制度を速やかに創設すること。

- ・被災世帯の市税等の減免措置を行うこと。

- ・被災者の生活再建にむけ、積極的に被災者支援制度等の内容を情報発信するとともに、総合的な相談窓口を設置すること。

- ・瓦礫（瓦・塀等）の処理については行政が責任を持って実施すること。

- ・高齢者・障がい者等の災害弱者支援については行政が責任を持って実施すること。

○市外からの避難者について

- ・市外からの避難者については、県と連携し、できる限り受け入れ体制を整えること。
- ・避難生活の長期化が想定されることから、避難者の住居及び教育環境の整備につとめること。特に避難児童・生徒の心のケアには十分配慮すること。

○教育環境について

- ・学校教育施設については、速やかに修繕工事を行い安全性を確保すること。
- ・授業の再開にあたっては、教育環境に十分な配慮を講じること。
- ・留守家庭児童会の一日も早い開設に努めること。

○農業について

- ・広く農畜産物及び土壌において、きめ細やかなモニタリング調査を早急に実施し、そ

の結果を踏まえ実現可能な対策を講じ、郡山市の農畜産物が安全であることを強力にPRすること。

- ・出荷制限・摂取制限（出荷自粛・摂取自粛）により直接被害を被った生産者のみならず、これらの制限等により風評被害を被った生産者に対し、早急に機械設備等の維持管理費を含めた具体的な補償制度を創設するよう、国・県に対し強力に働きかけること。

- ・現に風評被害にあった農畜産物においては、郡山市が率先して直売所などで積極的に売り出し、地産地消を推進すること。

- ・今後の営農について、明確なビジョンを打ち出すこと。

現状においては、作付時期を遅らせる方針であるが、今後、作付しないとなった場合においても積極的に補償するよう、国・県に対し強力に働きかけること。

- ・農家救済のための窓口を設置するとともに、国・県との連携を強化し、遅滞なく積極的に情報発信をすること。

- ・農地及び農業用施設（各地域で管理する水路等）の小災害においても、補助対象となるよう、国・県に対し強力に働きかけること。

- ・郡山市総合地方卸売市場の入場業者においては、出荷制限・摂取制限（出荷自粛・摂取自粛）による直接被害、及びそれらによる風評被害の幅りを受け、経営が危ぶまれる恐れがあることから、積極的な救済措置を講じ、市場経営の安定に寄与すること。

○工業について

- ・事業用の雇災建物の解体・処分費用に対する支援策を講じること。

- ・風評被害を打破すべく、「(仮称)郡山市安全キャンペーン」を大々的に実施すること。

- ・休業中であっても、失業給付が受けられる等の震災特例の内容を周知するとともに、就業・福祉・住宅等に関わる相談業務を、スムーズに行えるようハローワーク郡山市の窓口を一本化すること。

- ・震災復興にかかる雇用創出策を講じること。

- ・震災の影響を受けた企業主の事業活動を支援するため、利子補給並びに信用保証等の補助を行うこと。

- ・避難者及び災害復旧に従事する者の入湯税を免除すること。

- ・磐梯熱海温泉の温泉使用料は、震災復興期間中においては減額すること。

○公共施設等の補修について

- ・早期に市道・河川等の復旧工事を行い市民生活の再建に努めること。
- ・市本庁舎をはじめとする施設の修繕を行い一日も早く行政機能を正常化すること。また、損傷の激しい施設については、二次被害を防止するための応急処置を速やかに施すとともに、施設の再建について見直しを示すこと。
- ・のり面崩落等を含む危険箇所については、民地であっても応急対策を実施し、市民の安全性を確保すること。

○平成23年度予算について

- ・予算の執行に当たっては、当初の議決にとらわれることなく、事業の中止・延期等を含め柔軟に対応し、市民の安全・安心を確保するため、災害復旧を優先して見直しを図ること。

郡山市災害対策本部
本部長 郡山市長 原 正 夫 様

東日本大震災からの
市民生活復興に向けた緊急提言書
(第2回)

郡山市議会 議長 熊谷 和年
郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部
本部長 渡辺 隆弘

今般の「東日本大震災」は、未曾有の大災害をもたらし、今なお多発する余震活動が市民生活を脅かしております。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、市民生活のみならず、農業・商業等の各種産業へ多大なる影響を及ぼし、損害は、日を追うごとに大きくなっております。

本市においては、放射能汚染による直接被害、更には風評被害等による間接被害により、様々な分野において多大なる損害を被り、今後の経済活動及び市民生活に大きな影響を与えることは明白であり、大変憂慮すべき深刻な事態に陥っております。

当市議会対策本部としては、去る4月5日の緊急提言に引き続き、その後の情勢を踏まえ、市当局に対し速やかに対応するよう求め、第2回目の提言をいたします。

平成23年4月19日

○避難者・被災者の支援について

- ・市税等の納期限延長をすること。
- ・窓口対応については、担当する全ての職員が共通した認識をもち業務に当たること。
- ・高齢者・障がい者等の災害弱者については、既存支援制度の柔軟な運用やNPO・ボランティア団体と協働するなどして、多面的に支援を行うこと。
- ・瓦礫（瓦・扉等）の処理に対する国の支援策が段階的に示されていることから、情報収集に努めるとともに、市民に負担がかからないよう市として早急に対応すること。
- ・被災者の生活再建に向けた総合的な窓口を早急に設置するとともに、支援制度の総合的な案内冊子等を作成し、市民に配布すること。
- ・義援金については、被災者の生活状況を考慮し、迅速に支給すること。

○農業について

- ・原発問題による直接被害や風評被害の実情を詳細に把握した上で、具体的な補償制度の指針を今月中に示すよう、国・県に対し強力に働きかけること。
- ・その内容については、被害を受けた実損額と同等となるよう設計し、さらには、来年度の営農活動に支障がないよう配慮するなど、生産者が不利益を被らないようにすること。
- ・すみやかに放射能分析ができる検査機関を本県に整備するよう、国・県に対し強力に働きかけるとともに、市においては、分析結果を基に、郡山市農業協同組合等と密接に連携し、安全な農畜産物には保証書を添付して販売するなど、生産者及び消費者が安心できるような施策を講じること。
- ・生産者が安心して営農活動すべく、各種農畜産物の放射性物質基準値を、科学的根拠を基に早急に示すよう、国・県に対し強力に働きかけること。
- ・風評被害により農畜産物等の流通が滞っていることから、生産者と販売業者等が直接取引を行える新規流通ルートの開拓に努めるよう、国・県に対し強力に働きかけるとともに、市においては、郡山駅西口駅前広場等の市有施設を活用し、朝市や農畜産物物産展、軽トラ市等を継続的に開催するなど、市内農畜産物の販売促進及び農畜産業活性化に対し、より一層積極的に関与し協力すること。

○商工業について

- ・激甚災害による中小企業に対する財政援助の中身をいち早く周知するとともに、その対象範囲については、風評被害等による間接被害を含むよう国に対し強力に働きかけること。

○原子力災害について

- ・放射線測定について、各地域で行えるよう市において測定機器を配置し、必要に応じて貸出ができる体制を整えること。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から市民生活の復興を図るため、日夜、職員・関係者とともに一丸となって邁進されていることに対し、衷心より敬意を表します。

このような中、本市が目指す人づくりの基礎となる保育、教育施設においても原子力発電所の事故により、子どもたちに影響がないと言われる低線量であるが放射線が検出され、一部においては屋外活動が制限されている由々しき事態となっている。

このため、市長の英断により、子どもたちの生活環境を改善するため、校庭・所庭の表土除去に踏みきり、大幅に線量が低下することが実証されたところであります。

一方、除去された土砂の搬出処理ができない状況が発生したことから、今後の事業を推進するに当たっては、次の点に十分留意するよう申し入れます。

申 入 書

記

- 1 本市の未来を担う子どもたちの生活環境を整えることは最重要事項であり、今回の成果を踏まえ、速やかに事業を推進すること。
- 2 事業推進に当たっては、積極的に情報公開を行うこと。
- 3 表土の除去作業に当たっては、作業員及び児童生徒等の安全性を確保すること。
- 4 除去された土砂については、実証データや専門家の知見のもと、充分な説明を行い、関係団体、地域住民のコンセンサスを得て速やかに処理を図ること。
- 5 除去した表土の処理方法に関し、早急に方針を示すよう国及び東京電力に求めること。
- 6 処理方法が確定するまでの間、除去した表土については、安全性を確保して管理すること。

平成23年 4 月28日

郡山市災害対策本部
本部長 郡山市長 原 正 夫 様

郡 山 市 議 会 議 長 熊 谷 和 年
郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部
本 部 長 渡 辺 隆 弘

東京電力株式会社
代表取締役社長 清水 正孝 様

福島第一原発事故についての要請書

去る3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故は、2か月を経過した今も収束の見通しが不確定のまま、子どもたちをはじめとする市民の生活のみならず、農業・商工業・観光等の各種産業へ多大なる影響を及ぼし、損害は日を追うごとに大きくなっております。

本市においては、放射能汚染による直接被害、さらには風評被害等により、様々な分野において多大な損害を被り、今後の経済活動及び市民生活に大きな影響を与えることは明白であり、大変憂慮すべき深刻な事態に陥っております。

また、郡山市内には、現在も2,400余名の方々が富岡町や川内村をはじめ県内各地から避難しており、平穏な日常と生活の基盤を失い、不自由な生活を強いられています。

このような状況の中、郡山市民はじめ周辺住民の安全・安心を確保するため、下記事項について早急に対応するよう強く要請します。

記

- 1 原子力災害の収束は市民全ての切なる願いであります。新たに福島第一原子力発電所1号機における全炉心溶融の発生という憂慮すべき事態も発覚しており、一日も早い事態の収束に向け、最大限の努力を尽くすこと。
- 2 放射性物質の流出問題が発生し、本市の基幹産業である農業、商業、工業、観光において、直接被害はもとより、風評被害等の影響による損害は甚大であり、速やかに補償を行うこと。
- 3 本市においては、将来を担う子どもたちの健康を最優先に、放射線量の高い小中学校15校、公立保育所13所、幼稚園等39箇所の校庭、園庭の表土を除去し、現在、敷地内に仮置きしてあります。今後引き続き、校庭等の表土除去を実施する予定であり、子どもたちの安全・安心な活動を確保するため、貴社の責任において除去土の運搬及び処理を早急を実施するとともに、表土除去に要した費用の補償を行うこと。

以上

平成23年5月20日

郡山市議会議員 熊谷 和年

郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部
本部長 渡辺 隆弘

去る3月11日に発生した「東日本大震災」から3カ月が経過しようとしておりますが、その損害は現在も日を追うごとに大きくなっております。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束の見通しが未だ立っておらず、市民は放射線に対し不安な日々を過ごしており、依然として安全・安心な市民生活の再建には至っておりません。

市当局におかれましては、今日まで、原市長を中心に、復興に向け様々な施策を打ち出すなど、誠心誠意ご尽力頂いていることに、心より敬意を表し感謝申し上げます。

このようなか、当市議会対策本部においては、過去2度にわたって提言をしてまいりましたが、復興が進むにつれて新たな課題が顕在化してきたことから、農業・商業・工業・観光がバランス良く発展してきた、魅力あふれる我が市本来の姿を一刻も早く取り戻すことを切に願ひ、市当局に対し、第3回目の提言をいたします。

平成23年5月31日

郡山市災害対策本部
本部長 郡山市長 原 正 夫 様

東日本大震災からの
市民生活復興に向けた提言書
(第3回)

郡山市議会 議長 熊谷和年
郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部
本部長 渡辺隆弘

○原子力災害について

- ・放射線に関する正しい知識を啓発するため、市独自にアドバイザーを設置するなど、住民の不安解消に努めること。
- ・スポーツ施設をはじめとする屋外公共施設についても、継続的に放射線量測定を行い公表すること。
- ・モニタリングの対象とならない井戸水等についても、必要に応じ検査を受けることができるような措置を講じること。

○被災者の支援について

- ・広く市民の住宅再建や生活再建に資するため、更なる支援策の拡充を講じること。
- ・子どもたちへの震災の影響が懸念されることから、メンタルヘルスケアには特段の配慮をすること。

○教育環境について

- ・酷暑期間の学校教育活動の実施にあたっては、放射線量に関するきめ細かな検証を行い、学校生活に支障がないよう十分な措置を講じること。

○農業について

- ・震災により被害を被った農地等の復旧に対し、一日でも早く元の営農活動ができるよう十分な指導を行うなど万全な対策を講じること。

○商業について

- ・復興事業に関しては、市内の事業者へ優先的に発注すること。
- ・働く環境確保のため、雇用助成制度をさらに拡大するよう、国に対し強力に働きかけること。

○公共施設の復旧について

- ・行政サービスの正常化を図るため、市の拠点となる市役所本庁舎の復旧の方針を早急に示すこと。
- ・市民文化の殿堂であり、「音楽都市郡山」を発信するための最重要施設である市民文化センターの復旧の方針を早急に示すこと。
- ・社会教育、スポーツの中核施設である中央公民館・中央図書館・総合体育館の復旧の方針を早急に示すこと。

○復興特区制度について

- ・本市のいち早い再建のため、復興特区制度を速やかに創設するよう、国に対し強力に働きかけること。

福島県災害対策本部
本部長 福島県知事 佐藤 雄平 様

平成23年9月21日からの台風15号による
被害にかかる住宅応急修理に関する要請

平成23年11月25日

郡山市議会議長 大内 嘉明

このたびの台風15号は、県内全域に大雨をもたらし、本市においても9月21日の午前零時から22日午前零時までの1日当たりの降水量が174.5ミリとなるなど、観測史上過去最多を記録し、各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらしました。

本市では、21日の午後8時に阿久津観測所における阿武隈川の水位が7.47メートルに達したのに加え、逢瀬川や藤田川など支流の水位も上昇し、危険水位を超える恐れがあるとの判断から、同日午後8時20分にこれら河川流域2万7,323世帯、6万6,335人に避難指示を発令いたしました。

その後、阿武隈川の水位は増し続け、午後11時30分には9.25メートルにも達し、これは本市に甚大な被害をもたらした昭和61年8.5水害の8.75メートルをはるかに超える水位となりました。

11月22日現在、本市における被害状況は、床上浸水1,276戸、床下浸水120戸、その他非住家の被害は193戸と甚大であります。また、被災された市民の中には、未だに避難所等で不自由な生活を強いられている状況が続いており、今もなお、本市の相談窓口には、災害救助法に基づく応急修理に関して問い合わせが多く寄せられています。

つきましては、「平成23年9月21日からの台風15号による被害にかかる住宅応急修理」について、下記のとおり実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 11月30日となっている受付期限及び工事完了期限を延長すること。
- 2 対象要件を緩和し、より多くの被災市民が対象となるよう特段の措置を講ずること。

郡山市災害対策本部
本部長 郡山市長 原 正 夫 様

東日本大震災及び台風15号水害対策に係る
生活支援に関する提言書

平成23年12月16日

郡山市議会 議長 大内 嘉明

- 6 現在も水害により自宅に戻れず避難している市民に対し、きめ細かな支援をすること。
- 7 東日本大震災時の制度を準用し、損壊建物の解体撤去を市として行うこと。
- 8 被災市民がいち早く元の生活に戻れるよう、関係機関に対し、被災者生活再建支援金が早期に支給されるよう要望すること。
- 9 東日本大震災においても、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関して、指定業者の登録要件を今回の水害と同様に緩和し、必要の生じた修理に関しても同等に取り扱うこと。

このたびの台風15号は、県内全域に大雨をもたらし、本市においても9月21日の午前零時から22日午前零時までの1日当たりの降水量が174.5ミリメートルとなるなど、観測史上過去最多を記録した。各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらし、12月14日現在で、り災証明書の発行件数で、住家の床上が1,406件、床下が140件、非住家の被害が234件。また、被害の程度は、全壊が21件、大規模半壊が1,108件、その他半壊が335件、一部損壊が250件となっており、さらに、小原田地域公民館においては、未だに2世帯3名の避難されている市民がいる。

こうしたことから、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能被害と合わせて三重の苦しみを背負っている台風15号の被災市民に対し、本市として更なる生活支援策を講じるよう、当市議会として、以下の項目について提言する。

また、東日本大震災、台風15号水害ともに災害救助法に基づく住宅の応急修理に関わる生活支援策があるが、その取り扱いについても併せて提言する。

記

- 1 今回の水害は、水の滞留時間が長く、床下浸水であっても、住家への被害程度が大きいことから、床下浸水についても見舞金の対象とすること。
また、事業所・店舗・賃貸業等経営者にも何かしらの支援が必要と思われるので、見舞金等で対応ができないか検討すること。
- 2 昨年7月のゲリラ豪雨時と同程度の見舞金となるよう県に強く要望するとともに、県の動向によっては、市において支給水準の均等化を図ること。また、今後の自然災害に備え、市独自の見舞金基金を創設し、条例改正等も含め支援水準の底上げを図るよう検討すること。
- 3 住家床下には、放射線を含んだ土砂等が流入し、残っているため、家内の空間及び地域の放射線量を調査すること。
- 4 市民からの要望が根強いことから、芳賀、小原田、日出山地区において、再度の説明会開催や、その他の被災地区においても、市が主体的に説明会を開催し、被災建物の被害程度の認定基準や、水害被害における原因調査の結果と当面の対策について報告すること。
- 5 り災判定に当たっては、平成16年10月28日付け、府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）からの、「浸水等による住宅被害の認定について」の本旨を踏まえ判定すること。

郡山市長 原 正 夫 様

平成23年9月21日から県内全域に大雨をもたらした台風15号は、本市においても昭和61年の「8.5水害」を上回る被害となるなど、水害対策は本市においての重要課題の一つとなっている。

こうした中、議会としては、台風15号による被災市民の生活再建を喫緊の課題と捉え、平成23年12月16日に「東日本大震災及び台風15号水害対策に係る生活支援に関する提言書」を市に対し提出し、被災市民への更なる生活支援策を講じるよう求めたところである。

郡山市は、地形の関係で市内に降り注ぐほとんどの雨が、最終的に阿武隈川にむけて流れることから、被害軽減のためには、水量と速さを調整するなどの総合的な治水対策を着実に進める必要があり、こうした対策には、多くの時間と労力を要することから、早期に計画を立てることが求められる。

近年の気候変動を鑑みると、今後も大雨が予想されることから、今回の水害の原因究明と、今後の被害軽減のための必要な施策を講じるよう、以下の項目について提言する。

台風15号水害に係る今後の対策に関する提言書

1 水害の原因究明について

- ・水害発生時の南川樋管については、市と国の見解に相違があるため、第三者機関へ調査依頼をし、その結果を被災市民に説明すること。
- ・古川ポンプ場のポンプ停止の原因究明にあたっては、第三者機関へ調査依頼をし、その結果を被災市民に説明すること。

2 関係機関との連携について

- ・国、県等の関係機関との連絡体制を強化し、連携協力の在り方などを再検証し、広域的な治水対策に係る協議会を設置するよう国、県に求めること。
- ・市と地域自主防災組織などとのさらなる協力連携の仕組みを構築すること。

3 阿武隈川及び支川対策について

- ・阿武隈川の川底の掘削については、放射性物質の処理に考慮し、早急に進めるよう国に求めること。
- ・阿武隈川無堤地区の早期整備及び堤防のかさ上げや、上流域の対策として、浜尾遊水地の貯水量の増加などを国に求めること。
- ・阿武隈川、逢瀬川、南川等に補償型遊水地も含めた遊水地の整備を図るよう国、県に求めること。

4 浸水対策について

- ・ポンプ場管理及び可動式ポンプの業務委託については、緊急性や機動力に配慮した契約内容となるよう見直しを図ること。
- ・常設ポンプ場と可動式ポンプの機能強化と点検方法の見直しを図ること。

平成24年2月23日

郡山市議会 議長 大内 嘉明

- また、可動式ポンプの運搬方法、配置基準などを再検証すること。
- ・ため池の機能向上や、地下貯留槽の建設、及び大型駐車場、広場などを臨時貯水池として活用するなど、雨水流出抑制対策を図ること。
 - ・雨水幹線の整備については、計画を前倒しするなどスピードアップを図ること。

5 避難について

- ・市民の生命と財産を守る観点から、避難準備体制の整備や避難基準の見直しを図り、できることを今年から早急に実施すること。
- ・洪水氾濫地区においては、防災行政無線に代わる災害時緊急速報（エリアメール）などの新たな情報伝達手段を講じること。
- ・収容避難場所となる、公民館、小学校等には、必要最小限の災害備蓄品を配備すること。
- ・女性の視点に立ち、プライバシーの保護などを考慮した避難所運営とすること。
- ・障がい者などの災害時要援護者に対する避難体制、避難所受け入れ体制の強化のため、障がい者団体などの関係機関と連携し、対策を講じること。
- ・避難所においては、テレビを設置するなど、被災者に情報を提供できるよう環境の整備を図ること。
- ・市民に対する避難勧告、避難指示等の発令を迅速かつ正確に行うよう、阿久津水位観測所以外にも、上流の水位観測所の水位データも参考とすること。
- ・市内の雨量を詳細に把握するため、雨量計の増設を図ること。
- ・避難時に必要な救命ボートなどの配備の増強を図ること。

6 組織体制について

- ・災害対応にあたっては、今回の水害を教訓に、災害対応経験職員を即座に参集させるなど、実効性を考慮すること。
- ・市長を補佐して、全庁にわたり統括する役割を担う職として、「(仮称)危機管理監」を配置すること。
- ・災害対策地区本部である行政センターと災害情報を共有できる体制を強化すること。

7 ハザードマップについて

- ・浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを市民の意見を取り入れながら作成すること。

8 記録の保存について

- ・水害の記録集を作成し、パネル展示などにより継続的に市民の目に触れる場を設置すること。

郡山市長 原 正 夫 様

放射線量の低減化対策に関する提言書

平成24年2月23日

郡山市議会 議長 大内 嘉明

- 4 取組みに対する周知について
 - ・市の取組みについては、市民の不安軽減のため、除染前、除染後など内容がよくわかるよう公表するとともに、ウェブサイトでなく、マスメディアを積極的に活用するなど、市民にしっかりと伝わる方法により周知を図ること。
- 5 仮置場等について
 - ・町内会等の除染作業により発生した汚泥等の仮置場については、表示をし、市においても安全に保持されているか検証を行うこと。
 - ・今後本格化する除染作業に対応するため、全市的な仮置場を設置すること。
 - ・中間貯蔵施設及び最終処分場の問題については、国に対し早急に場所を決定するよう強く要望すること。

昨年3月11日に発生した東日本大震災の爪あととは、1年を経過しようとしている今もなお、色濃く残り、未だ収束の目途が立たない放射線による影響等により、市民は不安な日々を過ごしている。

国及び東京電力株式会社の方針が不透明で、先行きが見えないところであるが、市当局は、「郡山市復興基本方針」、「郡山市ふるさと再生除染計画」を策定した。市民の安全、安心を確保するため、一日も早い復旧、復興を目指し、市民協働による除染など地域一丸となって様々な取組みに努めており、これまでの尽力に対し、心から敬意を表するものがある。

市議会としても、東京電力福島第一原子力発電所事故放射能対策特別委員会を発足し、議会に寄せられた市民の声をとりまとめ、放射能対策について協議を重ねてきたところである。

その協議の結果、放射線量の低減化対策について、早急に対応されるよう、次のとおり提言する。

- 1 放射線量モニタリングマップについて
 - ・放射線量のモニタリングマップは、より市民にわかりやすいものとし、継続的かつ定期的に更新すること。
 - ・除染活動を効果的に行うため、道路除染用、土壌除染用など目的別にモニタリングマップを作成するとともに、測定箇所を増やすなど、現在のモニタリングマップの充実を図ること。
- 2 除染活動について
 - ・郡山市市ふるさと再生除染計画と郡山市線量低減化活動支援事業との整合を図り、より効果的、効率的な除染活動を推進すること。
 - ・最良の除染方法を導入するとともに、効果的、効率的な除染作業を行うため、専門の民間事業者も活用し、作業を進めること。
 - ・除染のモデルケースを検証し、市営住宅を含む一般住宅の除染について、できる限り早期に着手し、迅速かつ実効性のある方法で除染を進めること。
 - ・市民と協働で除染しているところであるが、作業従事者の被曝、除去土壌の拡散がないうよう、町内会等で行った除染活動については、市が責任を持って積極的かつ丁寧な指導、検証等を行うこと。
- 3 実施体制について
 - ・市民の不安解消のため、原子力災害対策直轄室の増員、行政センターの機能強化など、身近な窓口の強化を図るとともに、迅速かつ多面的に除染活動が行える体制を確保すること。

郡山市長 原 正 夫 様

放射線被害に係る市民への支援に関する提言書

平成24年 6 月15日

郡 山 市 議 会 議 長 大 内 嘉 明

市当局は、市民の安全、安心を確保するため、本格的な除染活動に向け、住宅、農地のモデル除染を実施し、効果的かつ効果的な除染方法の確立に努めており、これまでの尽力に対し、衷心より敬意を表するものである。

福島県においては、本年10月から子どもの医療費無料化に取り組むこととしており、財源的な不安は残るものの、被災者である市民の不安解消に大変有益である。

本市においては、学校における屋外活動の時間制限が解除されたところであり、市民協働による除染など地域一丸となった様々な取組み等の結果、市内の状況は良好化しているところであるが、震災による心のケアや放射能による健康問題等は予断を許さない状況にある。

市議会としても、放射線量の低減化対策に引き続き、議会に寄せられた市民の声をとりまとめ、放射線被害対策について協議を重ねてきたところである。

その協議の結果、放射線被害に係る市民への支援について、早急に対応されるよう、次のとおり提言する。

1 健康管理対策について

- ・福島県は、18歳以下の子どもに対し、本年10月から医療費の無料化を行うこととしているが、本来、国が行うべきものであり、国の責任で継続して行うよう要望するとともに、子ども以外の医療費についても無料化を実施するよう要望すること。
- ・県民健康管理調査の確実な実施のため必要な措置を講じること及び（仮称）健康管理手帳を交付するなど、健康状態を把握でき、給付、賠償など各種支援を容易に享受できる制度を創設するよう福島県に要望すること。

2 市民に対する支援体制について

- ・市民の放射能に関する理解を深めるため、市の原子力災害対策アドバイザー等を積極的に活用し、広範かつ定期的に講演会、懇談会等を実施すること。また、段階的な力りプログラムを組むなど、市民の理解度に応じた情報の提供に資する体制を構築すること。
- ・モニタリングポスト等の利用による異常事態発生 of 早期把握、マスメディア等の利用による迅速な情報提供に努めるとともに、（仮称）危機管理監の設置も視野に入れ、危機管理体制の充実に努めること。また、安定ヨウ素剤の配布について、的確な指示のもと迅速かつ確実に配布にできる体制を確保すること。
- ・既存施設の活用も視野に入れ、「ニコニコこども館」、「ペップキッズこおりやま」等、子どもたちの健康を増進する屋内施設の整備、充実を図ること。
- ・湖南林間学校など、放射線量が低い地区において実施する体験活動事業を、既存施設の整備を図りながら拡充すること。
- ・自主避難者が元の生活に戻るよう、本市の安全性や支援策について積極的に情報提

- 供を行うとともに、マスメディア等を活用し、全国にアピールすること。
- ・市民への支援にあたっては、郡山商工会議所が主催した東日本大震災復興市民総決起大会の決議を十分に尊重すること。
 - ・行政センター等における食品の放射性物質検査について、休日の検査実施や検査人員の増員及び検査場所の環境整備など更なる充実、強化を図るとともに、市民に実施内容を十分に周知すること。

郡山市長 原 正 夫 様

早期に対応可能な水害対策に係る提言書

平成24年 6 月29日

郡 山 市 議 会 議 長 大 内 嘉 明

- 8 今般導入した緊急速報メール（エリアメール）については、市民への普及を図るとともに、対応機種の拡大を関係事業者に要望すること。
また、災害時にスムーズな運営となるよう、早期にテスト配信を実施するなど、体制の確立を図ること。
- 9 市内に複数ある東北本線の地下道における冠水は、避難の妨げや交通渋滞など、市民生活に大きな混乱を招くことから、万全な対策を講じること。

昨年、昭和61年の「8.5水害」を上回る甚大な被害をもたらした台風15号の発生から、まもなく1年が経過しようとしている。

本市においても、現在内水被害が拡大した原因について検証を進めているが、そうした中、「郡山市総合治水対策連絡協議会」が発足し、国・県及び学識経験者と連携してハー・ド・ソフト両面においての協議がなされようとしている。

一般的に水害の対策を講じるには、中長期的なスパンが必要とされるのが通常であり、それらの対策については、過日提言しているところであるが、今後の水害に備える必要があることから、被害を少しでも軽減し、市民生活の安全・安心に寄与するため、早期に対応可能な以下の項目について提言する。

- 1 台風15号の際は、南川樋管の順流・逆流の判定に、市と国の見解相違が生じているが、そうした問題の解消や、的確な水門開け閉めの判断ができるよう、目視のみに頼らない科学的な手法を取り入れるよう国に要望すること。

- 2 河川の水位状況により、南川樋管に市の職員を配置すること。また、国の職員も配置するよう要望すること。

- 3 落合堀に対する福島河川国道事務所の移動式ポンプの配置に当たっては、市の配置要請を即座に受け入れることができる体制となるよう国に要望すること。

また、市においては、配置基準を水位だけに頼るのではなく、状況により早期に国に対し配置要請をすること。

- 4 河川の水位状況により、郡山河川防災センターに市の職員を配置し、的確な情報収集を図るとともに、国との連携を強化すること。

- 5 古川ポンプ場をはじめとする各ポンプ場においては、ポンプ点検時、及び災害時のポンプ稼働時には、委託業者だけに任せるのではなく、市の職員を配置すること。

- 6 主な樋管には災害情報の収集のため、市管理の監視カメラを設置すること。

また、国管理の監視カメラについては、映像データを保存し、情報公開に努めるよう要望するとともに、災害情報の共有化に努めること。

- 7 台風15号の際は、東部幹線での水没事故が甚大であったため、監視カメラや浸水感知システムを設置するなどし、道路冠水が見込まれるときには、東部幹線の南部と北部に市の職員を配置するなどし、警察との連携により交通規制のスピード化を図ること。

昨年の3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災、それに続く東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による被害は、私たちがかつて経験したことのない、そして前例のない災害であり、およそ1年9か月が経過した現在においても、今なお市民生活に大きな影響をもたらしている。また、昨年9月21日、台風15号により降り始めた雨は、県内全域に大雨をもたらし、本市においても1日当たりの降雨量が観測史上過去最多の174.5ミリメートルを記録、各地で土砂崩れ（法面崩れ）や家屋の浸水など多くの被害が発生した。

これらの災害から、今後の防災対策に向けた様々な課題が見えてきた。私たちはより良い未来を切り拓くために、それぞれが経験したことを互いに持ち寄り、英知を結集させる必要がある。災害発生直後の混乱から一段落し、本市においても郡山市地域防災計画の見直しに着手している。災害対策基本法に基づいて策定する地域防災計画は、地方自治体にとって災害対策の根幹をなすものである。よって、この地域防災計画が市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、より実効性の高いものとなるよう、当市議会として、以下の項目について提言する。

なお、地域防災計画への位置づけとはならないまでも、市民生活の安全・安心を担保する上で必要なその運営面などについても併せて提言する。

1 地域防災計画の構成

- ・東日本大震災を起因とする福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力災害等の対応については、新たな章をつくり、詳細な予防計画を作成すること。
- ・第6章の大規模地震対策計画の中で規定している災害ボランティアについては、近年、その果たす役割は増大しており、非常に有効であることから、第6章に限りない規定とし、受け入れ窓口となる社会福祉協議会等と効率的な活動ができるような方策について十分協議をすること。
- ・本市に発生する災害の特殊性を踏まえ、各種災害予防計画の中に、独立した項目として内水被害を加えること。
- ・災害の想定にあたっては、複合災害なども想定すること。

2 防災会議

- ・市民の多様な意見を反映できるよう、女性の割合を高めるとともに、障がい者、高齢者、ボランティア団体などを構成メンバーに加えること。
- ・会議録の公開や傍聴の受け入れを積極的に行い、会議の内容を市民に広く周知すること。

3 災害対策本部

- ・行政センターごとに設置される地区災害対策本部との情報の速やかな共有を図り、

郡山市地域防災計画に係る提言書

郡山市長 原 正 夫 様

平成24年12月3日

郡 山 市 議 会 議 長 大 内 嘉 明

- 災害対応における実効性を高めること。
- ・本部設置時に、テレビやラジオ等で早急に報道される仕組みを構築すること。
- 4 防災訓練
- ・従来の訓練に加え、地域ごとの実状に即した訓練を取り入れること。
 - ・複合災害を想定した訓練を取り入れること。
- 5 防災知識の普及
- ・女性の視点に立って、犯罪防止の徹底に配慮した内容とすること。
 - ・町内会、自主防災組織等が避難所の運営を学ぶため、静岡県が開発した「HUG」(避難所運営ゲーム)の活用を検討すること。
 - ・市民に対する防災教育を充実・拡充し、家庭での備蓄の重要性を再確認するなど防災意識の向上を図ること。
- 6 防災拠点施設
- ・本市が広域都市であることや、阿武隈川により東西に分断されている地形的条件を鑑み、広域防災拠点施設の複数化を検討すること。
- 7 災害の情報
- ・各部局及び各行政センターの情報連絡体制をより実効性のあるものとする。
 - ・災害情報・被害報告系統図をわかりやすく改定すること。
 - ・河川管理者と市との情報連絡体制の整備を図ること。
 - ・災害時に避難等の情報をいち早く伝えるのに有効な、災害時自動起動ラジオの活用を検討すること。
- 8 災害の広報
- ・広報担当の役割を具体的に明記すること。また、広報の内容を充実・拡充し、より市民のニーズに合ったものとする。
 - ・広報車の台数を増やすなど、災害広報の体制を強化すること。
 - ・外国語による広報パンフレットの作成など、外国人への対応を充実すること。
 - ・通常時、緊急時、復旧期と時期に応じた広報のあり方を検討すること。
 - ・報道機関等に本市の災害広報を優先的に行ってもらうよう強く要請すること。
- 9 避難所
- ・収容避難場所に指定されている施設の管理者等に対しては、事前に十分な講習等を行うこと。

- ・妊産婦等の災害時要援護者に対して、きめ細かな配慮ができる避難所を開設すること。
 - ・災害発生直後に迅速かつ適切に収容避難場所の開設を図るため、職員の配置等具体的な初動対応を、既存の「避難場所開設・運営マニュアル」に含めること。
 - ・愛護動物(ペット)を収容避難場所へ同伴することや、愛護動物の適正な収容場所の選定について検討すること。
 - ・日常生活圏域内に近所の人同士が安否確認できる集合場所をあらかじめ決めておくような体制づくりをしておくこと。
 - ・避難生活が長期化した場合を想定し、健康維持に配慮した食糧供給体制を検討すること。
- 10 災害時要援護者
- ・「郡山市災害時要援護者避難支援制度に関する要綱」の内容の見直しを行うとともに、災害時要援護者がスムーズに避難できるよう、マニュアルを早急に作成すること。
 - ・災害時要援護者に対する復旧期の支援体制を計画に位置付けること。
 - ・災害時要援護者に対する情報提供については、個別的な対応をするなど、きめ細かな配慮をすること。
- 11 物資供給計画
- ・生理用品、粉ミルク、紙オムツなどの女性や乳幼児の視点に立った品目の供給を行うこと。
 - ・備蓄については、計画的に点検を行うこと。
- 12 給水
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を均衡ある計画にするとともに、給水車の増強など災害に備えた給水体制の向上を図ること。
 - ・災害時における医療用水については、迅速に確保できる体制とすること。
- 13 応急仮設住宅
- ・避難生活が長期化した場合を想定し、応急仮設住宅の居住性能の向上を国に対し要望すること。
- 14 地震防災予防
- ・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を、市として支援拡充すること。
 - ・ブロック塀の倒壊による災害を未然に防ぐ等の防災上の観点から、現行の生垣づくり助成制度の基準を緩和し、事業の拡充に努めること。

15 防災応急対策

- ・救援や支援体制を整える上で、必要となるガソリンや灯油などの、燃料確保を図ること。
- ・在宅の災害時要援護者への、緊急物資の供給における支援体制を整えること。

東京電力株式会社
福島復興本社代表 石崎 芳行 様

要 請 書

平成25年2月22日

郡山市議会議長 大 内 嘉 明

原子力災害からの早期復興の実現に向けた重点要請について

世界で例を見ない未曾有の大災害である東京電力福島第一原子力発電所事故から、早くも2年が経過しようとしているが、事故収束や十分な損害賠償も遅々として進まず、多くの市民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられている。

この間、本市においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、ふるさと再生除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施するなどさまざまな対策を講じてきた。

本市議会としても、市民生活の再建や地域経済の復興に必要な不可欠な損害賠償という非常に重要な課題を審議するに当たり、市内の各種団体から損害賠償に関する要望を聴取し、それらをもとに、度重なる審議をした結果、当該事故の原因者である東京電力株式会社が、被害者の視点に立った完全な損害賠償を、より迅速かつ確実に行い、最後まで責任を果たしていくべきであるとの結論に至った。

よって、東京電力株式会社においては、次の事項について実現されるよう強く要請する。

- 1 原発事故被災者への賠償について
 - ・全ての市民が原発事故に対する完全な賠償を受けることができるよう新たな賠償指針の策定を早急に行うこと。
- 2 算定基準及び対象範囲の拡大について
 - ・現在の損害賠償の算定基準は、被災地の現状とかけ離れたものであることから、それら基準の見直しを早急に行うこと。
 - ・賠償金算定について、損害実態に即した新方式を構築すること。構築にあたっては、営業拡張や企業努力により生じた利益等は賠償額算定から控除すること。
 - ・賠償事務への事務費や人件費等、対象範囲を拡大するとともに、不公平な賠償とならないよう市民にも分かりやすい明確な基準を策定すること。
 - ・風評被害を含む原発事故に起因する全ての賠償に対し、早急に仮払いを行うとともに、完全な賠償を行うこと。
 - ・事業所等においては、原発事故の影響により甚大な損害を被っており、経営悪化を阻止するために販売価格の値引きや代替品等で対応するなど様々な企業努力・自助努力を行っていることから、それらに要した費用についても損害賠償の対象とすること。
 - ・各自治体から出荷自粛の要請があった農畜産物等に対しても損害賠償の対象とすること。
 - ・除染については、当該事故の原因者である東京電力株式会社と、国策として原子力政策を推進してきた国が責任を持って対処すべきであるが、市民や事業者等が放射線からの自己防衛のために行った自主的除染の費用については、全額賠償すること。

3 請求方法について

- ・事業所等においては独自に東京電力株式会社へ賠償請求しているが、請求書の様式は専門用語が多く複雑多岐にわたること、また、大規模事業所向けの様式であることから、誰もが簡単に請求できる様式に改めること。
- ・農業協同組合を通じて農産物を直接販売している個人農家や直売所は、原発事故による損害を証明することのできる書類等が存在しない場合が多いため、請求自体が困難であることから、それら農家や直売所を救済するための措置を講じること。
- 4 東京電力株式会社の対応について
 - ・自主的避難等に係る損害賠償については、賠償期間を延長し、今後も継続して実施すること。
 - ・請求者に対して損害賠償請求金額の全額をより迅速に支払うなど、誠意ある対応に資すること。
 - ・事業規模の大小等に関わらず、公平公正な対応に努めること。
 - ・複雑多岐な損害賠償請求については、高度な専門知識等を要することから、誰もが理解できるマニュアル等を作成するとともに、請求書の作成をサポートする人員を常駐させるなど、請求者が安心して損害賠償を請求できる体制を構築すること。
 - ・損害賠償事務については、可及的速やかに東京電力福島復興本社へ権限を移譲し、被災地の現状をより正確に反映した事務の遂行に努めるとともに、より迅速かつ確実に賠償のできる体制を構築すること。
 - ・賠償基準に合致しているにも関わらず請求していない事業所等が多く見受けられることから、少しでも多くの事業所等が請求できるようより積極的なPRを行うこと。

原子力災害からの早期復興の実現に向けた提言書

平成25年2月22日

郡 山 市 議 会 議 長 大 内 嘉 明

世界で例を見ない未曾有の大災害である東京電力福島第一原子力発電所事故から、早くも2年が経過しようとしているが、事故収束や十分な損害賠償も遅々として進まず、多くの市民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられている。

この間、市当局においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、ふさと再生除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施するなどさまざまな対策を講じ、これまでの尽力や御苦労に対し、衷心より敬意を表するものである。

市議会としても、これまで、放射線量の低減化対策及び市民への支援策についてなど2度にわたり提言を行ってきた。

今般、市民生活の再建や地域経済の復興に必要な損害賠償という非常に重要な課題を審議するに当たり、市内の各種団体から損害賠償に関する要望はもとより、安全・安心対策等に関する意見も聴取したところである。

それら聴取内容をもとに、度重なる審議をした結果、市民の生命、財産を守るためには、これまで以上の支援策が必要であるとの結論に至った。

については、魅力あふれる我が市本来の姿を一刻も早く取り戻すとともに、更なる発展を目指し、以下の事項について提言するものである。

1 損害賠償について

- ・現在の賠償の算定基準は、被災地の現状とかけ離れたものであることから、それら基準の見直しを早急に行うよう国及び東京電力株式会社に対し強く要望すること。また、損害賠償金については、課税対象外とするよう国に対し強く要望すること。
- ・市民、事業所等が行う賠償請求について積極的に関わり、迅速かつ完全な賠償に尽力するとともに、県や市など行政による一時立て替え等についても検討すること。

2 安全・安心対策について

(1) 積極的な情報発信について

- ・原発事故により、著しく損なわれた本市のイメージを早期に回復するため、今まで以上に対策を講じるとともに、本市の原子力災害対策が十分に行われていること、農畜産物・水道水等の安全性を官民連携のもと県内外へ積極的に発信すること。

(2) 放射性物質検査体制について

- ・食品・土壌等の放射性物質検査に関し、市が訪問して検査を行うなど、利便性の高い検査体制を構築すること。

(3) 除染等の徹底について

- ・除染に関しては、各自治体において独自の手法により実施していることから、これら除染の結果を総合的に検証し、統一的な除染の実施方針等を早急に策定するよう国に

求めること。

・郡山市ふるさと再生除染計画に基づき一般住宅等の除染に取り組んでいるが、除染作業を受託した民間企業が適正に除染を実施しているかを管理監督する体制を構築すること。

・市民等が除染作業を実施する際は、効果的で効果的な除染方法を積極的に指導・助言すること。

・除染作業により発生した放射性廃棄物の処分については、本来、国の責任のもとなされるものであるが、今後、本市の住宅除染が本格的に実施され、放射性物質を含んだ除去物等が多量に発生することから、市民が安全・安心して生活を営むことができるよう、全市的な仮置場を選定し、早急に設置すること。

・保育所・幼稚園等の所庭や園庭、公園・広場の除染を徹底的に実施し、安心して遊べる環境の確保に努めること。また、表土除去以外にも、砂場等遊具の附帯設備についても徹底的に除染を実施すること。

・農用地等の除染に関し、傾斜地あるいは狭小地等は、大型機械の搬入が困難であり、反転耕及び深耕などの方法により除染を実施できないことから、農家と密接に連携し、現場の実情に則した除染方法を確立すること。

・山林等の除染は、未だに先行きが不透明であり、植林ができず森林荒廃が進んでいることから、具体的な除染方針及び効果的な除染技術を早急に確立し、全山林等を対象とした除染に早急に着手するよう国に求めること。

・放射性物質により汚染された農業系汚染廃棄物については、具体的な処理方法等を示し必要な支援策を講じるよう国に求めること。また、処理については、バイオマス発電所の設置も視野に入れるなど、国・県等の補助金を積極的に活用し、再生可能エネルギーを有効活用した施策や支援の充実を図ること。

(4) 遊びの空間・環境の整備について

・屋外活動の自粛により児童生徒の体力が低下していることから、子どもたちの健康増進を図るため、全天候型の運動場やプール、さらには、ベップキッズこおりやま等の屋内施設を整備すること。

・市立保育所の室内用砂場やプール等の整備を図るとともに、私立幼稚園等についても、それら整備のための支援制度を構築すること。

・原子力災害により、どんぐり拾い・芋煮会等自然とのふれあい活動が困難なことから、心身発達を促進する機会を創出すること。

3 支援体制の強化について

(1) 支援体制の充実・強化について

・市民の避難に伴う人口減少は、市政発展に大きな影響を及ぼすことから、人口流出を

抑制し定住人口を増幅するための施策を講じること。

・原子力災害により廃業している農家・事業所等が多数見受けられることから、各種業界の現状を詳細に把握し、窓口機能の充実強化を図るとともに、技術者育成のための指導体制を構築すること。

・安全で安心な農畜産物を安定供給できる対策及び体制を構築し、官民連携のもと地産地消を今まで以上に積極的に推進すること。

・市外へ避難している児童生徒等が、安心して帰郡ができるよう、湖南町など市内の低線量地域の施設や資源を活用した事業を拡充すること。また、事業を実施する上で必要となる施設については、既存施設を含め、児童生徒が安心して利用できるような環境を整備すること。

・原子力災害により、子どものみならず多くの市民がストレスを抱えていることから、少しでもストレスを緩和させることができるよう、積極的にメンタルヘルスケアを行うこと。

・原子力災害により職を失った市民及び市内への避難者等の生活困窮者に対し、安定した生活を営むことができるよう職業を斡旋できる体制を構築し、必要な支援策を講じること。

(2) 現行体制の見直しについて

・既存の施策や事業にとらわれることなく、原子力災害等の現状を踏まえた新たな施策等の実施に最善を尽くすこと。

・子どもの視点に立った安全・安心に向けた施策の展開を図ること。

・原子力災害対策に関わる各種事業及び情報等については、市内全域の子どもの安全確保という立場から、公立学校・私立学校を区別することなく公平に行うこと。

・郡山市私立幼稚園運営補助事業に関し、避難児童数の増加により経営状況が逼迫していることから、人数割による補助金算定の見直しを検討すること。

4 地域経済の活性化について

(1) 各種手続き等の簡素化及び支援制度の創設等について

・円滑な経済活動が行えるよう、土地区画整理事業施行地区内における仮換地証明書の発行手続など、各種手続き等の迅速化・簡素化を図るとともに、固定資産税や都市計画税等の減免など、地域経済の活性化を後押しする支援制度を創設すること。

・入湯税の減免を継続するなど、本市の観光行政がより発展できる施策を講じるとともに、観光行政をより積極的に推進するための体制を強化すること。

(2) 風評被害対策について

・風評被害による観光客数の減少、売上減少など観光業界や物産業界等において多大な

損害を被っていることから、風評被害払拭のための対策を講ずること。また、本市の観光資源の有効活用や、周辺地域との連携により本市の観光行政のさらなる発展に寄与すること。

(3) 再生可能エネルギーについて

・バイオマス発電所など、再生可能エネルギー分野の企業誘致を積極的に推進すること。

5 原子力災害を風化させない対策について

・事故発生日である3月11日に、全市を挙げた体育大会などのイベントを実施し、原子力災害を風化させない施策を講じること。

要 請 書

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

平成27年4月9日

郡山市議会議長 高橋 隆夫

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本市に甚大な被害を及ぼし、廃炉や放射性廃棄物の最終処分など、いまだ収束の目途が立たない中、多くの市民が、放射能への不安や精神的苦痛のなかでの生活を余儀なくされている。

この間、本市においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができよう、平成23年12月に「郡山市ふるさと再生除染実施計画」を策定し、一般住宅の除染をはじめ、公共施設や道路の除染に取り組んでいるとともに、産業の復興や風評被害の払しょくに向け、様々な施策を積極的に推進している。

特に、原子力災害により被災者が受けた被害は、直接的な損失のみならず、風評被害や日常生活上の精神的苦痛などの間接的なものにも及んでおり、その影響は広域かつ多岐にわたるものであることから、被災者一人ひとりの立場に立ち、きめ細やかな対応が求められている。

本市議会においては、今後も市民生活の再建や地域経済の復興を最優先に審議し、全市を挙げた取組みを推進していくが、当該事故の原因者である東京電力株式会社が、被害者の視点に立ち、最後まで責任を果たしていくべきであるとの結論に至った。

よって、東京電力株式会社においては、次の事項について実現されるよう強く要請する。

1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた確実な取組みと情報発信について

福島第一原子力発電所は、平成23年12月に冷温停止状態の安定宣言がなされ、現在、中長期ロードマップにより廃炉に向けた各種作業が進められているが、放射性物質飛散や汚染水問題などの報道のたびに市民は不安を抱いて生活している。

今後、廃炉作業に向けては、国と一体で早期収束を図り、確実かつ迅速に取り組むよう万全を期すとともに、作業の進捗や情報の適時適切な発信など丁寧な説明に努めること。

2 福島県内原子力発電所の全基廃炉について

福島県議会及び県内全市町村議会において、県内全原子力発電所の廃炉に向けた決議や意見書が可決されている状況を深く認識するとともに、県民の総意を真摯に受け止め、全基廃炉について、国の判断に頼ることなく、早期に表明すること。

3 原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介案の尊重について

原子力損害賠償紛争審査会の指針は、最小限の損害賠償の基準であることを深く認識するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重すること。

4 損害賠償請求手続きに関する誠意ある対応と請求手続きの簡素化について

損害賠償審査時には、相談窓口である現場の意見を尊重するなど、請求者側の視点に立ち、全ての市民と真摯に向き合い、誠意ある対応に努めること。

また、損害賠償請求に関する書類は、東京電力株式会社の書式にあてはめることなく、請求手続きの簡素化を図るなど、請求者側に寄り添った親身かつ迅速な対応に努めること。

5 営業損害賠償の継続について

先般、国と東京電力株式会社から、避難区域における営業損害賠償を平成28年2月で打ち切るとの方針案が示された。

自主的避難区域等対象区域に存する本市において、多くの商工業者は、新たな顧客開拓や商圏拡大、業種転換、新サービス提供などの経営改善を行い、懸命な努力を続けているものの、原発事故に起因する著しい経営悪化は重大な支障をもたらしており、自助努力のみでは到底対応しきれない状態である。

よって、原発事故前の状態に戻るまで、営業損害賠償を継続すること。

6 本市の損害賠償請求に対する迅速な対応について

本市の原子力災害に対する損害賠償請求については、平成25年度分までとして、約71億8千万円を請求しているが、一部の支払いに留まっている。

地方財政が厳しい折、原子力災害からの復興に向けた取組みの貴重な財源であるため、国の指示に関わらず原発事故と因果関係が明らかかなものについては、迅速かつ適正な賠償に努めること。

7 自主除染に対する確実な損害賠償の実施について

個人や事業主が自主的に行った全ての除染費用について、実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うとともに、未請求者への周知等を適切に行うこと。

8 自主的避難区域における精神的損害賠償の継続について

本市を含む自主的避難区域等対象区域における精神的損害については、個別具体的な事情による損害賠償はもとより、原子力災害に起因する損害として、一律的な賠償を継続すること。

9 風評被害払しょくに向けた取組みの強化について

東京電力株式会社においては、風評被害払しょくに向け様々な取組みを行っているが、依然として福島県産農畜産物に対する風評は根強いことから、関連企業を含め更なる取組みを強化すること。

10 作業員の健康管理及び労働安全基準の徹底について

福島第一原子力発電所の廃炉作業は、東京電力株式会社はもとより、関連企業の社

員など、多くの人員が危険な作業に従事している。

廃炉作業が終結するまでには、多くの時間と労力を要することから、作業員の健康管理の徹底に努めるとともに、傷病者発生時には速やかな応急措置ができるよう、万全の体制を整えること。

また、作業員に労働安全基準を遵守させるとともに、徹底すること。

11 福島県民健康管理基金への拠出継続について

18歳以下の医療費無料化事業や県民健康調査の原資となっている「福島県民健康管理基金」に対し、この財源対策として継続して拠出を行うこと。

12 中通り地方における産業復興への取組みについて

東京電力株式会社においては、現在、三菱グループと共同で常磐共同火力勿来発電所にIGCC（石炭ガス複合発電）を利用した火力発電所の増設計画を示し、数千人規模の雇用を創出する計画を発表している。

本市には、再生可能エネルギーに関する最先端の研究を行っている「独立行政法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所」が開所されていることから、浜通り地方の産業復興はもとより、再生可能エネルギーに関し、本市を中心とした中通り地方への新たな産業復興の取組みについて検討すること。

13 Jヴィレッジ復興に対する支援について

県や地元自治体及び関係機関で構成する「Jヴィレッジ復興プロジェクト委員会」は、一部施設の前倒し再開も含め、2019年4月には全面再開を表明している。

また、公益財団法人日本サッカー協会は、Jヴィレッジを2020年東京五輪サッカー日本代表の強化拠点施設に位置づけ、早急に復旧するよう県に求めている。

については、施設再開は、本県に対する風評を払しょくし、復興を全世界に発信する絶好の機会であることから、できる限りの支援を行うこと。

郡山市長 品川 萬里 様

原子力災害からの復興の加速化及び
災害に強い持続可能なまちづくりに向けた提言書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災そして東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発した原子力災害、更に、同年9月21日から本市を襲った台風15号による大規模な水害は、市民生活をはじめ、本市の産業・経済へ大きな影響を与えた。

本市議会では、これら災害からの一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、平成23年10月に「東日本大震災及び台風15号水害対策特別委員会」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故放射能対策特別委員会」を設置し、市民や関係団体から意見・要望を聴取しながら、市への提言並びに国及び関係機関等への要請を行うなど、種々対策を行った。

しかしながら、放射性物質により汚染された土壌等の除染や中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策をはじめとする廃炉作業の着実な進展、科学的根拠を欠いた風評の払しょくなど、これら原子力災害からの復旧には、長期的かつ継続的な取組みを要するとともに、近年、甚大化する地震、水害、雪害等、自然災害への迅速な対応が求められていることから、本市復興の更なる加速化及び市民の安全・安心を守る災害に強いまちづくりに向けた調査・研究を行うため、平成25年12月16日に「災害復興対策特別委員会」を設置した。

当委員会においては、市当局による復旧・復興に係る各種事業の進捗状況等の聴取をはじめ、原子力災害により本市などへの避難を余儀なくされた富岡町の議会及び市内農業・商工業・観光業の各種団体との「震災・原子力災害による影響」や「復興に向けた課題」等についての意見交換を行った。また、東京電力株式会社福島復興本社代表を招致しての参考人質疑、東京電力福島第一・第二原子力発電所の現地調査の実施など、被災者並びに復旧・復興に携わる多くの方々の方々の意見や現状の把握に努めながら協議を進めてきた。

本市議会では、これらの協議結果等を踏まえ、東京電力株式会社へ「福島第一原子力発電所の廃炉に向けた確実な取組みと情報発信」、「損害賠償請求に対する迅速な対応」、「風評被害払しょくに向けた取組みの強化」、「作業員の健康管理及び労働安全基準の徹底」など、13項目について要請を行うとともに、国に対し、原子力災害からの更なる復興の実現に向けた意見書を提出したところである。

本市議会としても、震災前にも増して市民の安全・安心を守る災害に強いまちづくりを実現するため、本市の復興に向け、引き続き市民ニーズや課題の把握に努めるとともに、東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模災害時において、市民の生命、身体及び財産を守り、平穏な市民生活の確保に向けた効果的かつ機動的な活動を図るための体制整備に努めるなど、積極的に取り組んでいくことを確認するとともに、市当局に対し、本市復興の加速化と災害に強い持続可能なまちづくりに向け、「原子力災害からの更なる復旧」、「災害の経験を生かした防災・減災対策」、「持続可能なまちづくり」の3つを柱とし、次のとおり44項目にわたり提言する。

平成27年6月15日

郡山市議会議長 高橋 隆 夫

— 提言の体系 —

- I 原子力災害からの更なる復旧について
 - 1 除染について
 - (1) 道路等除染に伴う仮置場等の早期確保について
 - (2) 積込場の早期設置について
 - (3) 除去土壌等の早期搬出について
 - (4) 除去土壌等輸送に伴う放射性物質飛散防止対策の徹底について
 - (5) 市民ニーズを踏まえた除染の推進について
 - (6) ため池の放射性物質対策について
 - 2 健康管理について
 - (1) 継続した内部被ばく検査の実施と受検率の向上について
 - (2) 福島県民健康管理基金への財政措置に対する要望について
 - (3) 自家消費野菜等の放射能検査の充実について
 - 3 風評の払しょくについて
 - (1) 風評の払しょくに向けた情報発信について
 - (2) マスメディアを活用した本市農畜産物の安全性の周知について
 - (3) 本市農畜産物の販売促進について
 - 4 損害賠償請求について
 - 5 避難者支援について
 - 6 中小企業支援について
 - 7 廃炉に向けた監視強化等について
- II 災害の経験を生かした防災・減災対策について
 - 1 水害対策について
 - (1) 雨水の一時貯留等について
 - (2) 増水に備えた河川整備について
 - (3) 3次元浸水ハザードマップの充実について
 - 2 地震対策について
 - (1) 木造住宅耐震改修助成制度について
 - (2) 流通在庫備蓄（ランニングストック）方式による物資確保について
 - (3) 生活用水の確保について

- 3 雪害対策について
 - (1) 大雪時の雪捨場の確保について
 - (2) 雪かきボランティアの支援について
 - 4 情報の発信について
 - (1) デジタルサイネージの活用について
 - (2) 情報の活用及び大学等との連携について
 - 5 避難所等の充実について
 - (1) 広域的な避難体制の構築について
 - (2) 避難所の設備及び備蓄状況の公表について
 - (3) 避難所の更なるバリアフリー化の推進等について
 - 6 防災体制の強化について
 - (1) 郡山市地域防災計画等に基づく防災体制の確保・充実について
 - (2) 公共施設の防災機能の充実について
 - (3) 災害に対応しうる人材の確保等について
 - 7 自助・共助の充実について
 - (1) 自助意識の醸成について
 - (2) 共助体制の強化について
 - (3) 周辺部における生活物資の確保について
- III 持続可能なまちづくりについて
 - 1 未来を担う子どもたちのために
 - (1) 遊び場の活用による体力向上について
 - (2) 食育の充実について
 - 2 再生可能エネルギーの活用について
 - (1) 再生可能エネルギーへの転換の明確化について
 - (2) 大学等との連携による再生可能エネルギーの普及促進について
 - 3 災害に強い持続可能な都市基盤の構築について
 - (1) こおりやま型公共交通ネットワークの構築について
 - (2) 社会資本・都市基盤等の整備推進について
 - 4 経済県郡山の再構築について
 - (1) 産業集積の促進について
 - (2) 地域商品ブランドの開発について
 - (3) 国際観光施策の推進について

I 原子力災害からの更なる復旧について

1 除染について

(1) 道路等除染に伴う仮置場等の早期確保について

市民は、住宅除染のみならず、道路及び側溝除染の早期完了を望んでいることから、市民の安全・安心の確保及び道路等除染の更なる推進を図るため、仮置場など保管場所の確保に努めること。

(2) 積込場の早期設置について

中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出には、積込場の設置が必要不可欠であることから、国及び県有地のみならず、民有地も含め、本市の条件に合った用地の提供を関係機関へ積極的に働きかけけるなど、積込場の早期設置に向けあらゆる方策を講じること。
また、設置に当たっては、周辺住民へ丁寧な説明を行うこと。

(3) 除去土壌等の早期搬出について

市民が、より安心できる生活環境の確保に向け、自宅敷地に一時保管している除去土壌等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の早期整備等について、関係機関に強く働きかけること。

また、学校や保育所、公園等の除去土壌等についても、現在、当該敷地に一時保管しているが、中間貯蔵施設への搬入開始後、速やかな搬出に努めるとともに、学校や保育所等を優先するなど、計画的に実施すること。

(4) 除去土壌等輸送に伴う放射性物質飛散防止対策の徹底について

除去土壌等輸送に際しては、放射性物質の飛散防止対策の徹底を求めるとともに、その対策及びルート等に関し、周辺住民等へ丁寧な説明を行うこと。

(5) 市民ニーズを踏まえた除染の推進について

除染に関する市民アンケート調査等を実施し、これまでの除染の手法、効果、放射能への意識等、市民ニーズの把握に努めること。

特に、未実施住宅等については、所有者の意向を再確認し、除染の推進に努めること。

(6) たため池の放射性物質対策について

市内629か所のため池については、水の遮へい効果により、空間放射線量率は低減されているが、周辺住民のより安全・安心な生活環境の確保のため、農林水産省が策定した「たため池の放射性物質対策技術マニュアル」等に基づき、放射性物質対策を速

やかに実施すること。

また、実施に当たっては、周辺住民等へ丁寧な説明を行うこと。

2 健康管理について

(1) 継続した内部被ばく検査の実施と受検率の向上について

市民の長期的な健康管理の徹底を図るため、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を継続して実施するとともに、低下が見られる受検率向上のため、更なる市民への周知等に努めること。

(2) 福島県民健康管理基金への財政措置に対する要望について

福島県が実施する18歳以下の医療費無料化事業や県民健康調査の原資となっている「福島県民健康管理基金」に関し、基金が枯渇することのないよう、財政措置について国等へ要望すること。

(3) 自家消費野菜等の放射能検査の充実について

食品の安全確保及び食品に対する不安解消を図るため、自家消費野菜等の放射能検査を継続的に実施するとともに、市民が容易に受検できる検査体制の確保に向け、県と連携し、検査体制及び検査機器の更なる充実に努めること。

3 風評の払しょくについて

(1) 風評の払しょくに向けた情報発信について

風評の払しょくに向け、フロンティア大使や全国にある福島県人会などの協力のもと、新たな情報発信の窓口を開拓するなど、更なるPRに努め、農畜産物や観光等、本市の魅力を全国に発信すること。

(2) マスメディアを活用した本市農畜産物の安全性の周知について

市場に流通する本市農畜産物については、厳しい放射性物質検査体制の確立により、その安全性が十分確保されている。

しかしながら、多くの人がその事実を知らず、本市農畜産物の安全性に対し誤解が生じていることから、風評の払しょくに向け、マスメディアを有効活用し、検査体制や検査結果等、本市農畜産物の安全性を広く周知すること。

(3) 本市農畜産物の販売促進について

本市農畜産物の販売促進活動等を行う団体とのイベントの共催等、連携を更に強化し、風評の払しょくに向け、積極的な事業展開に努めること。

また、消費者のニーズ等を的確に把握するとともに、民間事業者との協力のもと、

II 災害の経験を生かした防災・減災対策について

1 水害対策について

(1) 雨水の一時貯留等について

郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランに基づく雨水貯留施設の整備や公共施設等における透水性舗装の導入推進など、長期的な取り組みのほか、「田んぼダム」や校庭、公園等既存施設への雨水の一時貯留について、地域の実情を踏まえ、利用者等に配慮しながら検討すること。

また、災害時に市民が容易に土のうを入手できる「土のうステーション」の設置について検討すること。

(2) 増水に備えた河川整備について

豪雨等による急激な増水にも耐えられるよう、河床を浚せつするなど、国及び県と連携し、計画的な河川の整備に努めること。

(3) 3次元浸水ハザードマップの充実について

3次元浸水ハザードマップについて広く市民に周知するとともに、今後見直しを行う際においても、町内会や自主防災組織等、市民の意見を反映させるなど、地域の実情に即したものとすること。

2 地震対策について

(1) 木造住宅耐震改修助成制度について

個人住宅の耐震化を促進するため、郡山市木造住宅耐震改修助成制度について広く周知を図るとともに、市民にとって利用しやすい制度となるよう、国及び県と連携し、対象及び助成の拡大等に努めること。

(2) 流通在庫備蓄（ランニングストック）方式による物資確保について

民間事業者との連携により、流通在庫の中で食糧、燃料及び医薬品等を保管する流通在庫備蓄（ランニングストック）方式の導入を検討するなど、災害時における物資の確保に努めること。

(3) 生活用水の確保について

災害時には、飲用水のみならず生活用水の確保も必要となることから、既存井戸の把握及び保全等、生活用水の確保に向けた体制の構築に努めること。

本市農畜産物の新たな物流、販売ルートの開拓に努めること。

4 損害賠償請求について

市民や事業所等が行う損害賠償請求に関して、これまでの各種情報提供のほか、よりきめ細やかな対応に努めること。

5 避難者支援について

自主避難者の帰還促進のため、広報こおりやまの送付や避難者交流会への職員派遣等、現行の支援体制を継続すること。

また、多様化する自主避難者のニーズを的確に把握し、よりきめ細やかな対応に努めること。

6 中小企業支援について

東日本大震災及び原子力災害により、甚大な被害を受けた中小企業の救済をはじめ、中小企業の支援機関である商工会議所及び商工会等の体制強化に向け、県との連携のもと、既存補助制度の拡充及び新たな補助制度の創出など、地域経済の活性化に向けた支援強化に努めること。

7 廃炉に向けた監視強化等について

現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所は、1号機から3号機の原子炉内の状況解明の遅れなど、未だ不安定な状態である。

また、度重なる汚染水漏れや情報開示の遅れなどは、県民の不安はもとより、風評被害拡大の要因となっている。

今後、国及び東京電力株式会社の責任のもと、迅速かつ着実な廃炉作業の推進を図られるよう引き続き求めていくとともに、福島県を中心とした各市町村との連携のもと、福島第一・第二原子力発電所に対する監視の強化に努めること。

3 雪害対策について

(1) 大雪時の雪捨場の確保について

大雪時における除雪対策として、幹線道路はもとより、生活道路、通学路の除雪がスムーズに進められるよう、国有地等を含めた雪捨場の確保に努めること。

(2) 雪かきボランティアの支援について

地域ぐるみ雪かきボランティア・コーディネート事業は、高齢者世帯等、除雪が困難である市民への支援策として有効であることから、更なる周知を図るとともに、恒久的な取組みとするため、ボランティア活動に必要な経費の予算措置について検討すること。

4 情報の発信について

(1) デジタルサイネージの活用について

デジタルサイネージは、視覚によるリアルタイムの情報発信が可能な新しい情報媒体として、駅や電車内などの公共スペースへ急速に普及し、シティブロモーションや観光誘客等に効果を発揮している。

今後、低消費電力化や発電・蓄電機能の付加、災害用コンテンツの整備等、災害に対応した技術開発の動向に注視し、災害時の情報伝達手段の一つとして、公共施設での活用及び更なる普及促進に努めること。

(2) 情報の活用及び大学等との連携について

国による「XバンドMPレーダー」の整備等、ゲリラ豪雨をはじめ、災害の予測に資する多種多様な情報ツールの整備が進められていることから、これらの情報を一元的に集約、活用することのできる体制の構築に努めること。

また、地域の知の資産である大学等研究機関との連携により、防災・減災等に向けた新たな取組みの創出に努めること。

5 避難所等の充実について

(1) 広域的な避難体制の構築について

東日本大震災及び原子力災害等の教訓から、市内のみならず、広域的な避難及び避難者受入れ等を円滑に行うための体制づくりに向け、国及び県等との更なる連携強化に努めること。

(2) 避難所の設備及び備蓄状況の公表について

各避難所における設備及び物資の備蓄状況について公表し、市民の安心確保に努めること。

(3) 避難所の更なるバリアフリー化の推進等について

要介護者や障がい者等に対応した福祉避難所の設置推進をはじめ、一般避難所においても高齢者や妊婦、乳幼児世帯等、あらゆる市民に配慮したハード整備を行うこと。

また、平成23年12月に作成した「避難場所開設・運営マニュアル」に基づき、各避難所において統一した対応がなされるよう、日頃から、施設管理者等に対し周知徹底を図ること。

6 防災体制の強化について

(1) 郡山市地域防災計画等に基づく防災体制の確保・充実について

「郡山市地域防災計画」に基づく国、県等関係機関との連携強化及び「災害時要援護者避難支援マニュアル」等の周知徹底を図り、災害時における迅速かつ効果的な活動の展開に向けた体制確保に努めるとともに、これら計画等について、適時、社会情勢及び地域の実情に応じた検証等を行い、防災体制の更なる充実に努めること。

また、郡山地方広域消防組合に対し、更なる組織体制の強化を働きかけること。

(2) 公共施設の防災機能の充実について

今後、公共施設の整備に当たっては、防災機能を備える施設として、東日本大震災時に大きな有効性を発揮した開成山野球場、ニコニコ子ども館、ミュールがくと館等の事例を参照し、防災機能の付加に積極的に努めること。

(3) 災害に対応しうる人材の確保等について

東日本大震災等発災時の対応及び復旧・復興への取組み等の経験や方法を継承するため、記録の保存に努めるとともに、災害時の体制強化のため、職員の増員や研修等の充実を図り、必要な人材の確保に努めること。

7 自助・共助の充実について

(1) 自助意識の醸成について

災害時における被害の軽減を図るためには、自らの身を守り、行動する「自助」が最も重要である。

このことから、東日本大震災等の経験を踏まえ、家庭内備蓄や家具等の転倒防止対策、避難経路の確認、大雨・大雪時の不要不急な外出を控えるなどのルール徹底等、自助意識の醸成を図るため、防災教育の充実にも努めること。

(2) 共助体制の強化について

災害時における「共助」の取組みとして、地域の防災を支える自主防災組織や消防団、町内会等の組織力の強化に向け、若い世代や女性等の参加促進に努めるなど、更

なる連携強化を図ること。

(3) 周辺部における生活物資の確保について

災害時における食料等の生活物資提供等に係る協定について、これまでの市街地等で展開する事業所に加え、河川の氾濫及び道路損壊等により物資の流通が滞るおそれのある周辺地区における生活物資の確保に向け、地域に密着した商店等で構成される各商工会との協定締結について検討すること。

Ⅲ 持続可能なまちづくりについて

1 未来を担う子どもたちのために

(1) 遊び場の活用による体力向上について

公共施設の無料開放を行うなど、遊び場等の施設は整ってきているところである。これらの施設を活用し、安全・安心な環境の中で楽しく遊びながら、自然に子どもたちの体力向上が図られるよう、プレイリーダーの配置等、ソフト事業の充実に努めること。

(2) 食育の充実について

子どもたちの健康増進を図るためには、運動による体力向上はもとより、食育も重要である。

このことから、家庭や学校など関係機関と連携し、子どもたちの規則正しい食生活の習得を目指し、食育の更なる充実に努めること。

2 再生可能エネルギーの活用について

(1) 再生可能エネルギーへの転換の明確化について

「郡山市エネルギービジョン」においては、再生可能エネルギーの導入目標として、「2020年度の省エネ効果を加味した電力消費量の約30%」と設定しているところである。

今後、再生可能エネルギーの更なる普及啓発に向け、福島県同様、全ての電力を再生可能エネルギーへ転換することについて、具体的な目標を示すよう努めること。

(2) 大学等との連携による再生可能エネルギーの普及促進について

持続可能なまちづくりを進めるためには、太陽光や水力、地熱等の再生可能エネルギーの更なる普及促進を図る必要がある。

このことから、現在、旧赤津小学校において地中熱研究を進める日本大学工学部等、研究機関との連携により、地中熱を活用したハウス栽培や道路の融雪等、市民生活に密着した、目に見える施策の積極的な展開に努めること。

また、電力と情報を融合した次世代の送電網として期待される「デジタルグリッド」を推進するとともに、地域単位でエネルギー活用 of の最適化を図るなど、エネルギーの地産地消を推進すること。

3 災害に強い持続可能な都市基盤の構築について

(1) こおりやま型公共交通ネットワークの構築について

少子高齢社会において、災害に強い持続可能なまちづくりを進めるためには、バス等の公共交通による移動手段が重要となる。

このことから、交通事業者と連携を図りながら、こおりやま型公共交通ネットワークとして、本市の広域性・各地域の特性に配慮した利用しやすいバス網の再編等、誰もが利用しやすい交通体系の編成・構築を進めること。

(2) 社会資本・都市基盤等の整備推進について

災害に強い社会資本の整備に向け、(仮称)郡山中央スマートインターチェンジや笹川大善寺線等の整備を推進するとともに、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の適正な立地を計画的に推進し、持続可能なまちづくりを進めること。

4 経済県都郡山の再構築について

(1) 産業集積の促進について

東日本大震災及び原子力災害からの復興及び持続可能なまちづくりを推進するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所及び平成28年度に開所予定のふくしま医療機器開発支援センターを生かし、環境・エネルギーや医療機器の技術開発の精力的支援や関連産業の集積を促進すること。

(2) 地域商品ブランドの開発について

本市の魅力在国内外へ発信するため、郡山産品の販路拡大を図るとともに、更なる魅力の創出と地域産業の活性化に向け、関係団体と連携のもと、新たな地域商品ブランドの開発を積極的に推進すること。

(3) 国際観光施策の推進について

本市の復興への確実な歩みを国内外へ発信するため、東京オリンピック・パラリンピックの合宿をはじめとする世界規模の大会、会議等を積極的に誘致するとともに、国際観光施策の更なる推進に努めること。

3 その他

- ・郡山市議会基本条例
- ・災害時相互応援協定等協定締結状況一覧
- ・除染事業実施状況一覧表

郡山市議会基本条例

(平成27年6月17日)
郡山市条例第55号

目次

前文

第1章	総則 (第1条－第3条)
第2章	議会及び議員の活動原則 (第4条－第8条)
第3章	議会運営 (第9条－第12条)
第4章	市民と議会との関係 (第13条－第15条)
第5章	議会と市長等との関係 (第16条・第17条)
第6章	議会の災害対応 (第18条－第20条)
第7章	体制整備 (第21条－第24条)
第8章	補則 (第25条・第26条)

附則

郡山市議会は、郡山市民に選ばれた郡山市議会議員で構成される住民の代表機関である。議会と市長は、ともに市民の負託を受けて活動し、議会は合議制の議事機関として、また、市長は独任制の執行機関として、独立対等の立場で、それぞれの異なる特性と役割を生かして、緊張と均衡を保持しながら、市民福祉を増進する共通の使命が課せられている。本市は、地方分権が進展する中、市民生活に密着した行政サービスをを行う市民に最も身近な基礎自治体として、少子高齢化など全国的課題のほか、東日本震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの復興という大きな課題を抱えている。よって、郡山市議会は、自由かつ達な議論を通して、市政の課題に関する論点を明確にするとともに、市民に開かれた議会として、多様な民意を市政に反映し、最良の意思決定を導くなど、市民の負託に的確に応える議会のあり方を常に追求し、市民福祉の向上及び市政の進展のため、更なる取組の推進を決意し、ここに郡山市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の議事機関である郡山市議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び郡山市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めることにより、市民の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の進展に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かす

ことにより、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(議会基本条例の尊重)

第3条 議会及び議員は、この条例の趣旨を尊重し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の役割及び活動原則)

第4条 議会は、選挙によって選ばれた多数の議員で構成される合議体で権限を行使することに鑑み、主として次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査により郡山市（以下「市」という。）の意思を決定すること。

(2) 法第112条に規定する議案及び法第124条に規定する請願の審議及び審査により議会の意思決定を行うこと。

(3) 法第98条第1項の規定により市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の管理及び出納を検査すること。

(4) 政策立案及び政策提言を行うこと。

(5) 法第99条に規定する意見書の提出、決議等により、国、福島県、関係機関等（以下「国県等」という。）への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会活動について、公正を確保し、透明性の向上を図ること。

(2) 自由かつ達な議論による合意形成を目指して審議及び審査を尽くすこと。

(3) 議案、市政の課題等の審議及び審査の内容について、情報提供に努め、市民へ説明すること。

(4) 議会の役割を不断に追求し、議会の活性化に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第5条 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の議案並びに同号の請願（以下「議案等」という。）の審議及び審査を行うこと。

(2) 市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言を行うこと。

(3) 市の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な

展望を持った確な判断を行うこと。

(2) 議会が言論の場であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として自由かつ違な議論を行う等議会で十分な審議及び審査を尽くすこと。

(3) 自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に保持し、誠実かつ公正にその職責を果たし、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、公職にある者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識の保持に徹するものとする。

(会派)

第7条 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派（会派に所属しない議員を含む。）間の合意形成を図り、円滑かつ効果的な議会運営に努めるものとする。

(政務活動費)

第8条 会派は、議会活動の活性化を図るため、郡山市政務活動費の交付に関する条例（平成13年郡山市条例第3号）の規定により交付を受けた政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行うとともに、その適正な執行及び使途の透明性の確保を図るものとする。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第9条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保し、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとする。

(委員会活動)

第10条 委員会は、議案等の審議及び審査並びにその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう積極的に活動を行うものとする。

(調査活動等)

第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ効率的又は効果的に行われているかについて、必要に応じ、検査又は調査を行うことができるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第12条 議会は、市政へ市民の多様な意見等を反映させ、もって市民福祉の向上及び市政の進展に寄与するため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

第4章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第13条 議会は、市民への情報提供等の広報活動の充実により、市民に対する説明責任を

果たし、市民の負託に応えるものとする。

2 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会、参考人の制度等の活用にも努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第14条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その活動に関し、情報通信技術の活用等多様な手段により、広報及び広聴の充実にも努めるものとする。

2 議会は、その活動に関する広報及び広聴の内容及び在り方について常に検証し、充実に努めるものとする。

(情報の公開)

第15条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ議会の日程等を市民に周知するとともに、情報通信技術を活用し、会議等の生中継及び録画中継を実施するものとする。

2 議会は、会派等における議案等の賛否を積極的かつ速やかに公開するものとする。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第16条 議事機関である議会と執行機関の市長等は、互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である市民福祉の向上及び市政の進展に取り組むものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第17条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、法第96条第2項の規定による議決事件を積極的に定めるよう努めるものとする。

2 前項の議決事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 議会の災害対応

(災害等発生時の体制の整備)

第18条 議会は、大規模災害等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

(災害等発生時の議会の役割)

第19条 議会は、大規模災害等が発生したときは、市長等と連携し市民の生活基盤の回復、整備等に必要なる予算を迅速に執行できるよう議会運営に努めるとともに、必要に応じ市長等と連携を図り災害等からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

2 前項に規定する場合において、議会は、状況を調査し市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等又は国県等に対し政策立案、政策提言、要望等を行うものとする。

(災害等発生時の議員の役割)

第20条 議員は、大規模災害等が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするものとする。

2 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

第7章 体制整備

(学識経験者等の活用)

第21条 議会は、会議における審議及び審査の充実、市長等の事務に関する調査、政策立案並びに政策提言に係る機能の強化に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、専門的事項に係る調査が必要と認めるときは、議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができるものとする。

(研修及び調査研究)

第22条 議員は、議案等の審議及び審査並びに政策立案等に関する能力の向上のため、積極的に研修及び調査研究に取り組むものとする。

(議会事務局の強化)

第23条 議会は、議案等の審議及び審査、市長等の事務の執行に対する検査、調査活動及び政策立案等の活動に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図るものとする。

第8章 補則

(検証)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、常に検証し、社会情勢その他の状況の変化を踏まえ、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害時相互応援協定等協定締結状況

1 災害対策基本法に基づく相互応援協定

締	結	先	締結年月日
田村市・小野町・三春町			H17. 6. 17
宇都宮市・奈良市			H 8. 9. 25
中核市	(17市)		H 9. 12. 22
	(45市)		H27. 4. 1
本宮市・大玉村			H19. 7. 3
鳥取市			H21. 5. 22

2 消防組織法に基づく消防相互応援協定

締	結	先	締結年月日
須賀川市・白河市			S43. 7. 30
会津若松市			H 2. 6. 25

3 磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱

締	結	先	締結年月日
磐越自動車道沿線都市交流会議加盟市町		(福島県内 5市7町、新潟県内 3市1町)	H10. 5. 21

4 日本水道協会災害時相互応援に関する協定

締	結	先	締結年月日
日本水道協会東北地方支部			H 9. 5. 1
日本水道協会福島県支部			H18. 5. 26

5 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

締	結	先	締結年月日
青森県、岩手県、一関市、宮城県、村田町、秋田県、大館市、山形県、東根町、子国町、福島県、白河市、南相馬市、西郷村、双葉地方水道企業団			H25. 3. 27

6 災害時の情報交換に関する協定

締	結	先	締結年月日
国土交通省東北地方整備局			H25. 7. 5

7 生活必需品資等の供給協力に関する協定

締	結	先	締結年月日
郡山市農業協同組合			S59. 4. 2
株式会社東邦フードサービス			S59. 3. 30
株式会社商工給食			S59. 3. 28
郡山食品工業団地協同組合			S59. 3. 28
コマツ醤油株式会社			S59. 3. 30
一般社団法人郡山薬剤師会			S59. 3. 26
ミツウロコ燃料株式会社郡山工場			S59. 3. 27
一般社団法人福島県エルピーガス協会			H20. 4. 7
福島県石油商業組合郡山支部			S59. 3. 27
株式会社ヨークベニマル			H17. 12. 1
イオン株式会社ジャスコ郡山フェスタ店			H18. 5. 31
イオン株式会社イオンタウン郡山・イオン株式会社マックスバリュ郡山店			H18. 5. 31
NPO法人コメリ災害対策センター			H18. 8. 2
郡山市総合地方卸売市場組合			H18. 8. 22
ダイードロリンコ株式会社東北第一営業部			H18. 12. 19
株式会社伊藤園			H25. 12. 13
株式会社ダイエーエイト			H25. 12. 17

8 地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定

締	結	先	締結年月日
郡山市管工事協同組合			H17. 4. 1

9 災害時における応急対策業務の支援に関する協定

締	結	先	締結年月日
一般社団法人福島県建設業協会郡山支部			H11. 6. 1

10 災害時における緊急・救援輸送に関する協定

締	結	先	締結年月日
一般社団法人福島県建設業協会郡山支部			H11. 6. 1
郡山トラックセンター事業協同組合			H11. 2. 1
公益社団法人福島県トラック協会郡山支部			H12. 3. 2

- 11 災害時における市内郵便局等との協力に関する覚書

縮	結	先	締結年月日
郡山市内郵便局等 (53郵便局、郡山貯金事務センター、郡山通信診療所)			H 9. 8. 26

- 12 災害時における協力に関する協定

縮	結	先	締結年月日
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会			H13. 7. 17

- 13 災害時における報道に関する協定

縮	結	先	締結年月日
福島テレビ、日本放送協会福島放送局、テレビユー福島、福島放送、 福島中央テレビ、ラジオ福島、エフエム福島 郡山コミュニティ放送			H14. 12. 24 H23. 2. 4

- 14 災害時の医療救護に関する協定

縮	結	先	締結年月日
一般社団法人郡山医師会			H18. 2. 28

- 15 災害時における応急対策業務の支援に関する協定

縮	結	先	締結年月日
郡山電設業者協議会			H20. 2. 22
県中通信情報設備協同組合			H20. 8. 5
こおりやま建設協会			H21. 9. 1
郡山建設業者同友会			H22. 8. 6
郡山市下水道工事協同組合			H22. 12. 14
郡山市管工事協同組合			H24. 3. 19
協業組合郡山市水道管理公社			H24. 4. 25
郡山鳶土木建設業組合			H24. 11. 7
協同組合ミズテック			H25. 3. 21
一般社団法人福島県造園建設業協会郡山支部			H25. 3. 28
一般社団法人ダンブカー協会			H25. 10. 4
公益社団法人福島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会			H27. 2. 27
公益社団法人日本下水道管路管理業協会			

- 16 災害時における災害ごみ収集運搬業務の協力に関する協定

縮	結	先	締結年月日
協同組合郡山市環境保全公社			
ガンダスト事業協同組合			H22. 12. 14
郡山ダストクリーン協業組合			
郡山市エコ・サービス協業組合			

- 17 災害時における災害し尿等収集運搬業務の協力に関する協定

縮	結	先	締結年月日
郡山市環境整備事業協同組合			H22. 12. 14
郡山市エコ・サービス協業組合			

- 18 建築物等の応急対策業務の支援

縮	結	先	締結年月日
福島県外壁診断協会			H26. 11. 20
NPO法人福島県構造物調査診断機構			

- 19 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

縮	結	先	締結年月日
東日本電信電話株式会社福島支店			H25. 8. 29

- 20 包括連携協定（災害対策）

縮	結	先	締結年月日
株式会社東邦銀行			H25. 8. 6
株式会社大東銀行			H25. 11. 22

- 21 災害派遣に関する協定

縮	結	先	締結年月日
陸上自衛隊郡山駐屯地			H26. 3. 27

- 22 災害発生時における帰宅困難者の一時受入等に関する協定

縮	結	先	締結年月日
三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所郡山工場			H26. 9. 1
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社			H27. 3. 19

23 要配慮者の輸送に関する協定

締結先	締結年月日
郡山地区ハイヤータクシー協同組合	H27. 5. 29

24 災害情報に関する協定

締結先	締結年月日
株式会社ウェザーニューズ	H27. 5. 29

25 郡山市内における仮設住宅から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の収集運搬、処分等に関する協定

締結先	締結年月日
双葉郡富岡町	H27. 4. 1 ～ H28. 3. 31
双葉郡双葉町	
双葉郡川内村	

除染事業実施状況一覧表

平成27年6月19日現在

事業名 (対象数等)	単 位	平成23年度 完了	平成24年度 完了	平成25年度 (繰越分を含む)		平成26年度 (繰越分を含む)		平成27年度		合 計	
				完了	発注済	完了	発注済	発注予定	発注済	発注済 (発注率)	完了 (完了率)
一般住宅等除染事業 (94,891)	件	1	17,033	31,791	29,028	8,684	33,347	0	13,375	94,891 (100.0%)	57,509 (60.6%)
農地等除染事業 (3,139.4)	ha	45	789.5	782.9	782.9		730.0	792.0	0.0	2,347.4 (74.8%)	2,271.1 (72.3%)
保育所等除染事業 (128※うち私立99)	件	97 (内私立69)	219 (内私立164)	1	1	—	—	—	—	—	317※ (100%)
農村公園等除染事業 (8)	件	3	6	—	—	—	—	—	—	—	9※ (100%)
道路除染事業 (3,081.9)	km	0	185.7	0	0		369.9	2,238.4	282.2	843.5 (27.4%)	309.0 (10.0%)
都市公園等除染事業 (594)	件	430	186	268	—	—	—	—	—	—	884※ (100%)
市営住宅内公園除染事業 (37)	件	25	12	—	—	—	—	—	—	—	37 (100%)
公立学校除染事業 (89)	件	87	132 (内私立1)	57 (内私立1)	—	—	—	—	—	—	276※ (100%)
社会教育施設除染事業 (115)	件	7	31	33	—		36	0	7	114※ (100%)	61※ (53.5%)
その他公共施設除染事業 (73)	件	3	17	30	—		20	0	6	76※ (100%)	51 (67.1%)

注1 表中「※」＝延べ件数

注2 一般住宅等除染については、平成25・26年度の5工区から9工区において同意率等を考慮した件数で発注している。